

燕・弥彦総合事務組合  
水道工事標準仕様書

令和2年4月1日

燕・弥彦総合事務組合水道局

# 燕・弥彦総合事務組合水道工事標準仕様書

## —— 総 目 次 ——

1.	水道工事標準仕様書	3
2.	水道工事施工管理基準	47
3.	水道工事写真撮影要領	55
4.	水道配水用ポリエチレン管施工要領	70
5.	水道用ダクタイル鋳鉄管施工要領	80
6.	水道工事監督技術基準	84
7.	水道工事関係書類作成要領	104
8.	参 考	
	燕・弥彦総合事務組合建設工事請負基準約款（財務規則第166、167関係）	114
9.	付 録	
	燕・弥彦総合事務組合建設工事請負基準約款様式集	146

# 1. 水道工事標準仕様書

(令和2年4月1日)

# 水道工事標準仕様書

## — 目 次 —

<b>第1章</b>	<b>総 則</b>	
第1節	総 則 (第101条～第146条)	6
<b>第2章</b>	<b>事前調査</b>	
第1節	事前調査 (第201条～第202条)	28
<b>第3章</b>	<b>安全管理</b>	
第1節	安全管理 (第301条～第310条)	29
<b>第4章</b>	<b>材 料</b>	
第1節	通 則 (第401条～第402条)	32
第2節	配水管工事に使用する材料 (第403条～第404条)	33
<b>第5章</b>	<b>準備工及び仮設工</b>	
第1節	準 備 工 (第501条)	34
第2節	仮 設 備 工 (第502条～第503条)	34
第3節	排 水 工 (第504条)	34
第4節	土 留 工 (第505条～第507条)	35
第5節	覆 工 (第508条)	36
<b>第6章</b>	<b>土 工</b>	
第1節	通 則 (第601条)	37
第2節	土 工 (第602条～第603条)	38
<b>第7章</b>	<b>路面復旧工</b>	
第1節	路面復旧工 (第701条)	40
<b>第8章</b>	<b>管 布 設 工</b>	
第1節	管布設工一般 (第801条～第804条)	41
第2節	既設管との連絡 (第805条)	44
第3節	付属施設の設置 (第806条)	44
第4節	漏水検査 (第807条)	45

第9章 その他

第1節 通則（第901条） .....46

# 第 1 章 総 則

## 第 1 節 総 則

### 第101条 適 用

燕・弥彦総合事務組合水道工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、燕・弥彦総合事務組合水道局が発注する配水管（導水管、送水管を含む。）ならびに付属施設の新設等の工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

- 2 受注者は、標準仕様書の適用にあたっては、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。

また、受注者は監督、検査（完成検査、既成部分検査）にあたっては地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。

- 3 設計図書及び特記仕様書に示される事項は、標準仕様書に示す事項より優先する。
- 4 特記仕様書、設計図書（図面を含む）及び標準仕様書の間相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 5 受注者は、信義にしたがって誠実に工事を履行し、監督員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、燕・弥彦総合事務組合建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）第28条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。
- 6 設計図書は、S I単位を使用するものとする。S I単位については、S I単位と非S I単位とが併記されている場合は（ ）内を非S I単位とする。

### 第102条 用語の定義

この標準仕様書に適用する用語の定義は、次の各号によるものとする。

- 1 **建設工事請負基準約款**とは、燕・弥彦総合事務組合財務規則（平成24年規則第1号、以下「財務規則」という。）第166条に基づき、燕・弥彦総合事務組合が発注する建設工事（建設業法第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ）の請負契約に関する約定を定めたものをいう。（以下、この標準仕様書において「約款」という。）
- 2 **監督員**とは、約款第11条第1項に基づき発注者が選任し、その職名及び氏名を受注者に通知した者をいう。
- 3 **検査員**とは、発注者が工事検査を行うために定めた者をいう。
- 4 **契約図書**とは、契約書及び設計図書をいう。
- 5 **設計図書**とは、設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

- 6 **設計書**とは、図面及び工事費の積算のもととなる計算書をいう。
- 7 **仕様書**とは、標準仕様書、特記仕様書、新潟県土木工事標準仕様書を総称していう。
- 8 **標準仕様書**とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ標準的な内容を盛り込み作成したものをいう。
- 9 **特記仕様書**とは、標準仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
- 10 **現場説明書**とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
- 11 **質問回答書**とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- 12 **図面**とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図及び設計図のもととなる設計計算書等をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあつては契約図書及び監督員の指示にしたがって作成され、監督員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。
- 13 **指示**とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 14 **承諾**とは、契約図書で明示した事項について、発注者もしくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。
- 15 **協議**とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 16 **提出**とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事に関わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 17 **提示**とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
- 18 **報告**とは、受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 19 **通知**とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
- 20 **書面**とは、手続き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリ、または電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- 21 **連絡**とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- 22 **立会**とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。
- 23 **段階確認**とは、設計図書に示された段階、監督員の指示した施工途中の段階において、監

督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

- 2 4 **臨時検査**とは、約款第50条の規定に基づき、発注者が工事の中途において行う検査をいい、工事完成後では確認が困難になるなど、被覆される部分等について行い、請負代金の支払を伴うものではない。
- 2 5 **工事検査**とは、検査員が約款第33条、第39条、第40条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
- 2 6 **同等以上の品質**とは、品質について、設計図書で指定する品質、または設計図書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の保証する品質の確認を得た品質、もしくは、監督員の承諾した品質をいう。なお試験機関の保証する品質の確認のために必要となる費用は受注者の負担とする。
- 2 7 **工期**とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- 2 8 **工事着手日**とは、契約日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む）の初日をいう。
- 2 9 **工事**とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。
- 3 0 **本体工事**とは、設計図書にしたがって、工事目的物を施工するための工事をいう。
- 3 1 **仮設工事**とは、各種の仮工事であつて、工事の施工及び完成に必要なものとされるものをいう。
- 3 2 **現場**とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
- 3 3 **現場発生品**とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
- 3 4 **JWWA**とは、日本水道協会規格をいう。
- 3 5 **J D P A**とは、日本ダクタイル鉄管協会規格をいう。
- 3 6 **P T C**とは、配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格をいう。
- 3 7 **W S P**とは、日本水道鋼管協会規格をいう。
- 3 8 **J I S**とは、日本工業規格をいう。
- 3 9 **S I**とは、国際単位系をいう。

### 第103条 設計図書の照査等

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。

- 2 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの費用で約款第20条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実の有無を報告するとともに、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があつた場合はしたがわなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、約款第21条によるものとし、

監督員からの指示によるものとする。

- 3 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

#### 第104条 工程表の提出

受注者は、約款第3条第1項に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、発注者に提出しなければならない。

#### 第105条 施工計画書

受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は簡易な工事及び緊急を要する工事においては監督員の承諾を得て施工計画書の提出を省略することができる。

- (1) 工事概要
  - (2) 計画工程表
  - (3) 現場組織表
  - (4) 安全管理
  - (5) 指定機械
  - (6) 主要機械
  - (7) 主要資材
  - (8) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
  - (9) 施工管理計画
  - (10) 緊急時の体制及び対応
  - (11) 交通管理
  - (12) 環境対策
  - (13) 現場作業環境の整備
  - (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
  - (15) その他
- 2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。
  - 3 監督員が指示した事項については、受注者は、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

#### 第106条 コリنز (CORINS) への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録確認のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

ただし、これらの提出書類を書面で行うことを妨げない。

#### 第107条 監督員の職務

当該工事における監督員の権限は約款第11条第2項に規定する事項である。

- 2 監督員がその権限を行使するときは書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、その他の理由により、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合、受注者はその指示等にしたがうものとし、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

#### 第108条 工事用地等の使用

受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

- 2 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。
- 3 前項のほか特記仕様書で、受注者が確保するものとされた用地は受注者の責任で確保するものとする。
- 4 受注者は、工事の施工上必要とする用地等を第三者から借用または買収したときは、その用地等の所有者との間の契約を遵守し、その用地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。
- 5 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督員の指示にしたがい復旧のうえ、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前におい

て、発注者が返還を要求したときも同様とする。

- 6 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
- 7 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

#### 第109条 工事の着手

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り契約の日から起算して7日以内に着手しなければならない。

#### 第110条 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が燕・弥彦総合事務組合の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

#### 第111条 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結する場合は、下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成するものとし、下請負人の商号または名称、下請負人に係る建設工事の内容及び工期等を記載した施工体制台帳を工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

- 2 第1項の受注者は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律にしたがって、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、管理技術者に工事現場内においては、本人とわかる名札等を着用すること。
- 4 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

#### 第112条 受注者相互の協力

受注者は、約款第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また関連のある電力、通信、ガス、下水道等の他企業工事及び国、地方公共団体等が施工する公共工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

### 第113条 調査・試験に対する協力

受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

### 第114条 工事の一時中止

発注者は、約款第22条第1項及び第2項の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知したうえで、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止を命じることができる。なお、寒波、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第147条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合
  - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため、工事の続行が不適當と認めた場合
  - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により続行が不適當または不可能となった場合
  - (4) 設計変更により時間を要する場合
  - (5) 約款第18条に規定する工事用地等が確保されない場合
  - (6) 災害等により工事の続行が不適當及び不可能となった場合
  - (7) 積雪多量のため工事を続行することが不可能となった場合
  - (8) 工事に必要な道路が交通止となり、資材、労務等輸送が不可能となった場合
  - (9) 請負人の責により、工事の続行が不適當と認め中止を命じる場合
  - (10) 他機関と協議により時間を要する場合
  - (11) その他事由による場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは、監督員の指示にしたがわない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。
- 2 前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、受注者は工事の再開に備え工事現場を適切に保全しなければならない。

### 第115条 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

### 第116条 工期変更

約款第17条第7項、第19条第1項、第20条第6項、第21条、第22条第3項、第23条、第24条第1項及び第42条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約変更前に対該変更が工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認するものとする。

- 2 約款第17条第7項、第19条第1項、第20条第6項、第21条及び第22条第3項の規

定に基づき、設計図書の工事内容の変更が行われ、前項の規定による工期変更協議の対象であると確認された場合には、受注者は協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

- 3 受注者は、約款第23条に基づき工期の変更を求める場合、第1項において工期変更協議の対象であると確認された事項について必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

#### **第117条 支給材料及び貸与品**

受注者は、支給材料及び貸与品を約款第17条第8項の規定に基づいて善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 受注者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
- 3 受注者は、工事完成時（完成前にあっても工事工程上、支給品の精算が行えるものについては、その時点）に、支給品受払簿を監督員に提出しなければならない。
- 4 受注者は、約款第17条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、品名、数量、品質、規格または性能を記した要求書をその使用予定日の14日前までに監督員に提出しなければならない。
- 5 受注者は、約款第17条第9項に定める「不要となった支給材料または貸与品の返還」については、監督員の指示にしたがうものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
- 6 受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。
- 7 受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。
- 8 支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に帰属するものとする。

#### **第118条 工事現場発生品**

受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、設計図書または監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならない。

#### **第119条 建設副産物**

受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督員の承諾を得なければならない。

- 2 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示しなければならない。
- 3 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達・平成14年5月30日）、

再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達・平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達・平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らねばならない。

- 4 受注者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
- 5 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
- 6 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出しなければならない。
- 7 受注者は、最終請負額500万円以上の建設工事において、工事が完了した際に「再資源化等完了報告書」の提出をしなければならない。なお、「建設副産物情報交換システム」（COBRIS）にて作成した場合は、電子データの提出は省略できる。

#### 第120条 工事材料の品質

約款第15条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS及びJWWA等規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものをいう。

- 2 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を整備、保管し、監督員から請求があった場合は、遅滞なく提出するとともに、検査時に提出しなければならない。

また、設計図書において事前に監督員の検査（確認を含む）を受けるものと指示された材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、検査（確認を含む）を受けなければならない。
- 3 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と監督員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。

#### 第121条 監督員による検査（確認を含む）及び立会等

受注者は、設計図書にしたがって、工事の施工について監督員の立会にあたっては、あらかじめ監督員に連絡しなければならない。

- 2 監督員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提示を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。また、提示した資料の提出を求めることができる。
- 3 受注者は、監督員による検査（確認を含む）及び立会等に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。なお、監督員が製作工場において立会及び監督員による検査（確認を含む）を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

- 4 監督員による検査（確認を含む）及び立会等の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。
- 5 受注者は、約款第11条第2項第3号、第15条第2項または第16条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料検査（確認を含む）に合格した場合であっても、約款第19条及び第33条に規定する義務を免れないものとする。
- 6 段階確認は次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
  - (1) 受注者は、設計図書に定めた工種、監督員の定めた工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。
  - (2) 受注者は、施工計画書に段階確認に関する概要を記載するとともに、事前に段階確認願（工種、細別、予定時期等）を監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
  - (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、工事完成時まで監督員へ提出しなければならない。
  - (4) 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
- 7 監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

#### 第122条 数量の算出

受注者は、出来形数量を算出するために、出来形測量を実施しなければならない。

- 2 受注者は、出来形測量の結果を基に、「数値基準等」及び設計図書にしたがって出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。

出来形測量の結果が設計図書の寸法に対し、「新潟県土木工事施工管理基準」の規格値満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。なお、設計数量とは設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

- 3 受注者は、工事完成の際には出来形測量結果を記載した竣工図を監督員に提出しなければならない。

#### 第123条 工事完成検査

受注者は、約款第33条の規定に基づき、工事完成届を監督員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、工事完成届を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
  - (1) 設計図書（追加、変更指示も含む）に示されるすべての工事が完成していること。
  - (2) 約款第19条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
  - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図、工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。
  - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

- 3 発注者は、工事検査に先立って監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
- 4 検査員は、監督員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
  - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- 5 検査員は、補修の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて補修の指示を行うことができるものとする。
- 6 受注者は、当該工事完成検査については、第121条第3項の規定を準用する。

#### **第124条 既成部分検査等**

- 受注者は、約款第39条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または約款第40条の工事の完成の通知を行った場合は、既成部分に係る検査を受けなければならない。
- 2 受注者は、約款第39条に基づく部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。
  - 3 発注者は、既成部分検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して、検査実施日を通知するものとする。
  - 4 受注者は、検査員の指示による修補については、前条第5項の規定にしたがうものとする。
  - 5 受注者は、当該既成部分検査については、第121条第3項の規定を準用する。

#### **第125条 臨時検査**

- 受注者は、約款第50条に基づき、発注者が必要と認め行う臨時検査を受けなければならない。
- 2 発注者は、臨時検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して、検査実施日を通知するものとする。
  - 3 受注者は、当該臨時検査について、第121条第3項の規定を準用する。

#### **第126条 部分使用**

- 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。
- 2 受注者は、発注者が約款第35条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、臨時検査または監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けなければならない。

#### **第127条 施工管理**

- 受注者は、施工計画書に示される作業手順にしたがって施工し、施工管理を行わなければならない。
- 2 受注者は、契約図書に適合するよう工事を施工するために、施工管理体制を確立しなければならない。
  - 3 受注者は、施工に先立ち工事現場、またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去

しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができるものとする。

- 4 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
- 5 受注者は、施工に際して施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員に連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められた場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
- 6 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
- 7 受注者は、燕・弥彦総合事務組合が定める「2. 水道工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、監督員等の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。なお、「2. 水道工事施工管理基準」が定められていない工種については、監督員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。

#### 第128条 履行状況報告

受注者は、約款第13条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、監督員に提出しなければならない。

#### 第129条 工事関係者に対する措置請求

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工事の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求できる。

- 2 発注者または監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

#### 第130条 工事中の安全確保

受注者、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達・平成29年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達・平成17年3月31日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

- 2 受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- 3 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省建設事務次官通達・平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

- 4 受注者は、水道工事に使用する建設機械の選定、使用等については、設計図書により建設機械が指定されている場合には、受注者は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
- 5 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
- 6 受注者は、豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
- 7 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は板囲、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の表示をしなければならない。
- 8 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
- 9 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月あたり、半日以上時間を割り当て、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
- 10 受注者は、安全の確保に必要な責任者や安全活動の方針、工事の内容に応じた安全教育及び安全教育訓練等の具体的な計画表を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
- 11 受注者は、各種の安全確保に関する活動記録や安全教育及び安全訓練等の実施状況についてのビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管するとともに、それを整理した安全管理総括表を提出するものとする。また、監督員の請求があった場合は保管している資料を直ちに提示するものとする。
- 12 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
- 13 受注者は、工事現場が隣接し、または同一場所において別途工事がある場合は、工事の受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
- 14 監督員が、労働安全衛生法（平成27年5月改正法律第17号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれにしたがうものとする。
- 15 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。
- 16 受注者は、施工計画の立案にあたっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に、梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。
- 17 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急措置を講ずるとともに、直ちに監督員及び関係機関に通知しなければならない。
- 18 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等

を調査し監督員に報告しなければならない。

- 19 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占有者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
- 20 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。

### 第131条 爆発及び火災の防止

受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公署の指導にしたがい、爆発等の防止の措置を講じるものとする。なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。

- 2 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち監督員に使用計画書を提出しなければならない。
- 3 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても周辺の監視等を行い、安全を確保しなければならない。
- 4 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- 5 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 6 受注者は、伐木除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

### 第132条 後片付け

受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示にしたがって存置し、検査終了後撤去するものとする。

### 第133条 事故報告書

受注者は、工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、指示する期日までに、事故報告書を提出しなければならない。

### 第134条 環境対策

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達・昭和62年3月20日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

- 2 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に

連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文章で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。

- 3 受注者は、工事の施工にしたがい地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。
- 4 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等について「海洋汚染及び海上災害防止に関する法律」に基づき、適切な措置を取らなければならない。
- 5 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。
- 6 受注者は、工事の施工にあたり一般工事中建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月25日法律第51号）」に基づく技術基準に適合する機会、または、「排出ガス対策型建設機械要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（平成18年3月17日付国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械等あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械について、監督員の確認を受けなければならない。

- 7 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。
- 8 受注者は、設計図書で低騒音型・低振動型建設機械の使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示・平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。
- 9 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等の使用を積極的に推進するものとする。環境物品とは、国等による環境等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物

品等をいう。

グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

また、その調達実績の集計結果を監督員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督員の指示による。

### 第135条 文化財の保護

受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときには直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

- 2 受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものとする。

### 第136条 交通安全管理

受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、約款第30条によって処置するものとする。

- 2 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送機関、輸送方法、輸送担当業者、交通整理警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
- 3 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送を伴う工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」、「港湾関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」にしたがうものとする。
- 4 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成29年4月21日改正 内閣府・国土交通省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通達・昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（道路局長通知 平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路線課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国防第206号）、道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知・昭和47

年2月)及び道路工事現場保安施設設置基準(平成20年10月)に基づき、安全対策を講じなければならない。

- 5 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
- 6 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めにしたがうとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- 7 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何等かの理由により建設作業が中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなければならない。
- 8 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。
- 9 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の表示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。
- 10 受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。
- 11 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。
- 12 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平26年5月28日改正政令第187号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施工令(平成30年1月4日改正政令第1号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法(平成30年6月改正法律第41号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

### 第137条 施設管理

受注者は、工事現場における公物(各種公益企業施設を含む。)または部分使用施設(約款第35条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生じる恐れがある場合には、その処置について監督員と協議できる。なお、当該協議事項は、約款第10条の規定に基づき処理されるものとする。

### 第138条 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。

- ・ 水道法
- ・ 燕・弥彦総合事務組合財務規則 (平成24年 燕・弥彦総合事務組合規則第1号)
- ・ 地方自治法 (平成25年12月改正 法律第111号)
- ・ 建設業法 (平成25年6月改正 法律第69号)
- ・ 下請代金遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第51号)
- ・ 労働基準法 (平成24年6月 法律第42号)
- ・ 労働安全衛生法 (平成27年5月改正 法律第17号)
- ・ 作業環境測定法 (平成26年6月改正 法律第82号)
- ・ じん肺法 (平成26年6月改正 法律第82号)
- ・ 雇用保険法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- ・ 労働者災害補償保険法 (平成27年5月改正 法律第17号)
- ・ 健康保険法 (平成27年5月改正 法律第31号)
- ・ 中小企業退職金共済法 (平成27年5月改正 法律第17号)
- ・ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第73号)
- ・ 出入国管理及び難民認定法 (平成27年6月改正 法律第46号)
- ・ 道路法 (平成27年6月改正 法律第47号)
- ・ 道路交通法 (平成30年6月改正 法律第41号)
- ・ 道路運送法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- ・ 道路運送車両法 (平成27年6月改正 法律第44号)
- ・ 砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号)
- ・ 地滑り防止法 (平26年6月改正 法律第69号)
- ・ 河川法 (平26年6月改正 法律第69号)
- ・ 海岸法 (平26年6月改正 法律第69号)
- ・ 港湾法 (平26年6月改正 法律第91号)
- ・ 港則法 (平21年7月改正 法律第69号)
- ・ 漁港漁場整備法 (平26年6月改正 法律第69号)
- ・ 下水道法 (平26年6月改正 法律第69号)
- ・ 航空法 (平26年6月改正 法律第70号)
- ・ 公有水面埋立法 (平26年6月改正 法律第51号)
- ・ 軌道法 (平18年3月改正 法律第19号)
- ・ 森林法 (平26年6月改正 法律第69号)
- ・ 環境基本法 (平26年6月改正 法律第46号)
- ・ 火薬類取締法 (平27年6月改正 法律第50号)
- ・ 大気汚染防止法 (平27年6月改正 法律第41号)

- ・騒音規制法 (平26年6月改正 法律第72号)
- ・水質汚染防止法 (平25年6月改正 法律第60号)
- ・湖沼水質保全特別措置法 (平26年6月改正 法律第72号)
- ・振動規制法 (平26年6月改正 法律第72号)
- ・廃棄物処理及び清掃に関する法律 (平26年6月改正 法律第69号)
- ・文化財保護法 (平26年6月改正 法律第69号)
- ・砂利採取法 (平26年6月改正 法律第69号)
- ・電気事業法 (平27年6月改正 法律第47号)
- ・消防法 (平27年9月改正 法律第66号)
- ・測量法 (平成23年6月改正 法律第61号)
- ・建築基準法 (平27年6月改正 法律第50号)
- ・その他 関連する法令、法規、条例、規則等

- 2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにならなければならない。
- 3 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には速やかに書面にて監督員と協議しなければならない。

#### 第139条 官公庁等への手続等

- 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条令、または設計図書のとおり実施しなければならない。
  - 3 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。なお、監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
  - 4 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。
  - 5 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
  - 6 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。
  - 7 受注者は、国、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督員に連絡のうえ、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
  - 8 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれにしたがうものとする。

#### 第140条 施工時期及び施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合

は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

- 2 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、施工計画書等で事前に作業実施報告をしていない官公庁の休日または夜間に作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督員に書面により提出しなければならない。

#### 第141条 工事測量

受注者は、必要に応じ（新設道路での布設工事等）工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事中多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないように努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に連絡し、速やかに水準測量、多角点測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。
- 3 受注者は、用地巾杭、測量標（仮BM）、工事中多角点及び重要な工事中測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。なお、用地巾杭を移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
- 4 受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既設杭の保全に対して責任を負わなければならない。
- 5 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準点あるいは工事中基準面を基準として行うものとする。

#### 第142条 提出書類

受注者は、提出書類を約款及び仕様書等に定められた様式に基づいて、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。

- 2 約款第11条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係る請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

#### 第143条 不可抗力による損害

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が約款第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに被害状況通知書を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。

- 2 約款第31条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるも

のをいう。

- ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上の降雨に起因する場合。
  - ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上の降雨に起因する場合。
  - ③ その他設計図書で定めた基準の降雨に起因する場合。
  - ④ 強風に起因する場合最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上あった場合。
  - ⑤ 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合。地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合。
- 3 約款第31条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、工事中の安全確保及び約款第28条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

#### 第144条 特許権等

受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を約款第9条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。

- 2 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。
- 3 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月改正法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

#### 第145条 保険の付保及び事故の補償

受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。

- 2 受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険と付保しなければならない。
- 3 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 4 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 5 受注者は、建設業退職金共済組合制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1か月以内に、監督員に提示するとともに工事完成時に、提出しなければならない。

#### 第146条 臨機の措置

受注者は、災害防止等のため必要がると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に通知しなければならない。

- 2 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることができる。

#### 第 147 条 公共工事等における新技術活用の促進

受注者は、使用することが有用と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。

## 第2章 事前調査

### 第1節 事前調査

#### 第201条 工作物等の調査

受注者は、工事に先立ち、施工区域全般にわたる工作物等の現況調査を行い、写真撮影等により記録しなければならない。

- 2 受注者は、工事の進捗に応じて必要な都度に時期を失することなく、的確なる事前調査時の状況の変化を把握していなければならない。なお、異状を発見した場合は直ちに監督員に連絡し、その対応方法等に関して協議するものとする。
- 3 受注者は、調査不十分のために工事施工完了後に家屋等の補償が生じた際には、その損傷原因が判別困難な場合でも受注者の責任として補償を命ずることがある。

#### 第202条 地上地下の構造物調査

受注者は、工事に先立ち、工事施工箇所における地上地下の既設構造物の位置を熟知しておかななければならない。なお、受注者は、監督員から通知がなかった理由をもって事故発生の責を免れることはできないものとする。

- 2 受注者は、工事に先立ち、必要な箇所の地上地下の既設構造物調査、確認または試掘を行い、監督員に報告しなければならない。
- 3 受注者は、地下埋設物に近接して掘削する場合には、人力により行うものとする。
- 4 受注者は、掘削箇所に近接または露出する地下埋設物並びに建物、電柱、その他近接構造物について、当該関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、必要な措置を施さなければならない。
- 5 受注者は、第4項に規定する構造物等に損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに当該関係者及び関係機関の指示に連絡し応急処置をとり、補修しなければならない。

# 第3章 安全管理

## 第1節 安全管理

### 第301条 一般

受注者は、第130条の規定に基づき、常に工事中の安全を確保するとともに、第137条に規定する交通の安全について管理しなければならない。また、第131条の規定に基づいて爆発及び火災の防止の措置を講じなければならない。

### 第302条 工事標示板及び保安施設

受注者は、施工に先立ち工事現場、またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができるものとする。

- 2 受注者は、公衆の掘削溝等への転落防止として安全柵、蓋、路面覆工板等の保安施設を施すとともに、立入りを禁止する場合は、立入り禁止の表示をしなければならない。
- 3 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。

### 第303条 交通及び保安上の措置

受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成29年4月21日改正 内閣府・国土交通省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通達・昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（道路局長通知 平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路線課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国防第206号）、道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知・昭和47年2月）及び道路工事現場保安施設設置基準（平成20年10月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

- 2 受注者は、第137条第7項の規定に基づき、公衆の交通が自由かつ安全に通行できるようにしなければならない。
- 3 受注者は、夜間の工事の施工については、昼間の交通に支障のないように翌朝までに堅固な覆工施設等を施さなければならない。
- 4 受注者は、工事区間の一般交通に供する部分、並びに工事に供する道路の路面の状態を常に良好な状態に保持しなければならない。

### 第304条 事故防止

受注者は、第130条の規定に基づき、土木工事安全施工技術指針、建設機械施工安全技術指針等を遵守して災害の防止を図らなければならない。

- 2 受注者は、掘削等の施工にあたっては、第三者及び工事関係者等の安全確保のために監視員、誘導員等を必要な場所に配置しなければならない。また、工事目的物、周辺を含めた構造物への損傷防止の措置を講じなければならない。
- 3 受注者は、高圧電線等の付近での施工にあたっては、当該施設管理者の指示にしたがい、高圧電線の防護等の措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、工事用電気設備については、労働安全衛生法関連法令に基づいて感電防止用漏電遮断機を設置し、感電事故防止に努めなければならない。
- 5 受注者は、建設機械の施工にあたっては、法令に定められた構造規格を満足し、かつ所定の点検整備がなされた機械を使用し、運転、点検整備等に関しては、法令に定める資格を有する者を配置しなければならない。
- 6 受注者は、排水設備等仮設電気設備の維持管理にあたっては、保安責任者を定め、巡視点検を行わなければならない。
- 7 受注者は、水道連絡工事を行う場合は、工程、安全対策等について綿密な計画をたて、断水工事計画書を監督員に提出しなければならない。

### 第305条 防 災

受注者は、豪雨、出水、その他の天災に対しては、天気予報などに注意を払い、機械等の準備点検をしておかなくてはならない。

- 2 受注者は、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。また、暴風、豪雨時には工事区域及びその周辺を巡回し、安全施設の補強、浸水被害の生じないよう排水に留意しなければならない。
- 3 受注者は、梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分配慮しなければならない。

### 第306条 安全訓練

受注者は、第130条第9項の規定に基づいて、作業員全員の参加による定期的な安全に関する教育・訓練等を実施しなければならない。

### 第307条 公害防止

受注者は、第136条第1項の規定に基づき、騒音、振動等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

- 2 特定建設作業に伴って発生する騒音、振動が環境庁で定める基準に適合しないことにより、その周辺の生活環境が著しく損なわれると認める場合は、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音、振動の防止方法の改善または作業時間の変更の指示をする場合がある。

### **第308条 現場事務所等**

受注者は、現場事務所、倉庫及び材料保管等の設置に際し、土地所有者及び監督員の承諾を得なければならない。なお、道路上の場合は、道路管理者、所轄警察署の許可を受け、さらに地先居住者の同意を得なければならない。

### **第309条 消火栓等**

受注者は、工事区域及びその周辺に消火栓、火災報知器、公衆電話等がある場合においては、それらの施設管理者の指示にしたがい、一般の使用に支障がないように措置を講じなければならない。

### **第310条 整理整頓**

受注者は、工事区域内外は常に整理整頓し、塵埃等により周辺に迷惑の及ぶことのないよう注意しなければならない。特に、民地等に隣接した工事区域においては、機械、材料等の仮置には十分配慮し、緊急時に支障とならない状態にしておかななければならない。

# 第4章 材 料

## 第1節 通 則

### 第401条 適 用

工事に使用する管材料は、設計図書に品質規格を明示した場合を除き、この標準仕様書に示す規格に適合したもの、またはこと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料等については除くものとする。

2 この標準仕様書に規定されていない材料については、日本工業規格（J I S）及び日本水道協会規格（J W W A）等に適合したもの、または、これと同等以上の品質を有するものでなければならない。

3 受注者は、使用する材料の品質を証明する資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提出するとともに、検査時に提出しなければならない。

また、設計図書において事前に監督員の検査（確認を含む）を受けるものと指示された材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、検査（確認を含む）を受けなければならない。

4 本章に規定されていない材料（土、石、骨材、木材、鋼材等）については、「新潟県土木工事標準仕様書 第2編 第2章土木工事材料」（新潟県土木部）に規定された材料を適用するものとする。

### 第402条 材料の検査

材料の検査は、試験によるものと、見本または資料によるものがあり、これらは設計図書または監督員の指示によるものとする。

2 設計図書において試験を行うこととしている工事材料については、J I Sまたは設計図書で定める方法により試験を実施し、その結果を監督員に提出し監督員の確認を受けなければならない。なお、J I Sマーク表示品については試験を省略できる。

3 設計図書において監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または資料、工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。なお、J I Sマーク表示品については、J I Sマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。

4 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質等に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と監督員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。

## 第2節 配水管工事に使用する材料

### 第403条 一般

配水管工事に使用する材料は設計図書に明示した場合を除き、燕・弥彦総合事務組合指定の製品、次の規格に適合したもの、または、これと同等以上の品質を有するものでなければならない。

#### (1) 管類

- J W W A G 1 1 3 (ダクタイル鋳鉄管)
- J W W A G 1 1 4 (ダクタイル鋳鉄異形管)
- J W W A G 1 2 0 (G X形ダクタイル鋳鉄管)
- J W W A G 1 2 1 (G X形ダクタイル鋳鉄異形管)
- J W W A K 1 2 9 (水道用硬質塩化ビニール管)
- J W W A K 1 3 0 (水道用硬質塩化ビニール管継手)
- J W W A K 1 4 4 (水道配水管用ポリエチレン管)
- J W W A K 1 4 5 (水道配水管用ポリエチレン管継手)

#### (2) 制水弁 (燕・弥彦総合事務組合指定型)

J I S B 1 2 0 (ソフトシール弁)

上記の場合は、J I S G 1 1 4 (ダクタイル鋳鉄異形管) に接続することができるフランジ形で、右回り開き左回り閉じ弁、外内面エポキシ樹脂粉体塗装とする。

耐衝撃性硬質塩化ビニール製 (H I - P V C) 制水弁 (ソフトシールタイプ)

水道配水管用ポリエチレン管 (P E 挿し口付きソフトシール仕切弁) 右回り開き左回り閉じ弁、外内面エポキシ樹脂粉体塗装とする。

#### (3) 制水弁筐 (燕・弥彦総合事務組合指定型)

上部スライド式嵩上げ・嵩下げ自在構造型丸型ボックスとする。

#### (4) 消火栓 (燕・弥彦総合事務組合指定型)

燕市内においては地下式単口消火栓、弥彦村内においては地上式単口消火栓を設置すること。なお、地下式単口消火栓は以下の規格の製品を使用すること。

J W W A B 1 0 3 (地下式単口消火栓)

口径 75 mm 左回り開き右回り閉じ弁 ボール式副弁 外内面エポキシ樹脂粉体塗装とする。

また、地上式消火栓については以下の規格の製品を使用すること。

C R 1 (地上式単口消火栓)

口径 75 mm 左回り開き右回り閉じ弁 ボール式副弁 内面エポキシ樹脂粉体塗装とする。

#### (5) 消火栓鉄蓋 (丸型Φ500タイプ及び除雪対応型)

レジノホールとする。

### 第404条 サドル付分水栓 (燕・弥彦総合事務組合指定型)

鋳鉄管用、硬質塩化ビニール管、水道配水管用ポリエチレン管用共に、サドル付分水栓型とする。

## 5章 準備工及び仮設工

### 第1節 準備工

#### 第501条 測 量

受注者は、第141条の規定に基づいて、測量を実施し、測量結果を監督員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、工事施工に必要な測量標（仮BM）等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないように努めなければならない。

### 第2節 仮設備工

#### 第502条 仮 施 設

受注者は、仮施設に要する敷地の借受け、その他使用上必要な手続等は、受注者において行わなければならない。

#### 第503条 電 気 設 備

受注者は、工事中、現場事務所及び監督員詰所用の電気設備は、十分な容量を有するものでなければならない。また、設置にあたっては、諸法令を遵守し、関係機関の指示にしたがわなければならない。

### 第3節 排 水 工

#### 第504条 一 般

受注者は、適時、排水溝を設け、湧水及び雨水を十分に排水できる能力を有する排水設備を設置しなければならない。

- 2 受注者は、排水を原則として、沈砂槽に貯留させてから最寄の水路、河川等へ当該管理者の許可を得て放流しなければならない。また、付近に浸水被害を与えないよう、注意しなければならない。
- 3 受注者は、排水の処理にあたり、排水に混入した土砂等により放流先に土砂が堆積した場合は、受注者において除去し、処理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書または監督員の指示により、排水による効果を調査する必要がある場合は、検水井を設け、検測記録を監督員に報告しなければならない。

## 第4節 土留工

### 第505条 土留工一般

受注者は、設計図書に明示してあるものと同様以上の土留工を施さなければならない。また、施工は安全かつ確実に行わなければならない。

- 2 受注者は、土留工を施してある期間は常時点検を行い、土留用部材の変形、その緊結部のゆるみなどの早期発見に努め、事故防止に努めなければならない。また、地質、その他の関係で土留を補強する必要がある場合は直ちに補強措置を講じ、監督員その他関係者に通報しなければならない。

### 第506条 支保工

受注者は、土留支保工を監督員に提出した施工計画書に基づいて施工しなければならない。

- 2 受注者は、切梁には必要に応じてジャッキを使用して、土留め背面の土砂の移動を防止し、あわせて、地下埋設物及び周辺構造物等に影響を与えることのないようにしなければならない。
- 3 受注者は、杭、矢板と腹起しとの間隙には、次の掘削にかかる前に、間隙の前面にわたって、コンクリートを充填する等の措置を行って矢板の移動を防止しなければならない。
- 4 受注者は、切梁の撤去を、切梁面以下の埋戻土が十分つき固められた段階で行わなければならない。なお暗渠工事等でもり替梁を必要とする場合でも適宜同様の措置を行って、矢板の移動を防止しなければならない。
- 5 受注者は、上段切梁を、埋戻し土が外側の土圧に十分耐えられるまで撤去してはならない。

### 第507条 矢板工

受注者は、矢板の打込み引抜き施工にあたっては、周辺地域への環境対策について配慮しなければならない。

- 2 受注者は、打込み施工において路盤の掘削等で上掘りを行った箇所については、裏込めを確実に行わなければならない。
- 3 受注者は、矢板の使用にあたっては、変形等の損傷のあるものを使用してはならない。
- 4 受注者は、打込み施工において、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止し、原則として祭壇状に打込み、前後左右とも垂直になるようにしなければならない。
- 5 受注者は、打込み中、矢板を破損した場合または打込み傾斜の著しいときは、監督員と協議のうえ施工しなければならない。
- 6 受注者は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空洞による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、監督員と協議しなければならない。
- 7 受注者は、屈折箇所の鋼矢板はコーナー用に加工した矢板を使用し継手の完全をはからなければならない。
- 8 周辺家屋、既設構造物等の近接状況によっては、埋戻し後における相当期間の引抜き作業の

禁止や千鳥抜きを指示することがある。また、道路管理者と協議のうえ、路面から適当な深さで矢板の切断を指示することがある。

## 第5節 覆 工

### 第508条 覆 工

覆工の構造にあたっては、当該設置場所の管理者が指示した設計荷重及び主要材料の許容応力度等でなければならない。

- 2 受注者は、覆工には原則として、表面に十分なすべり止めが施されたものとし、鋼製またはコンクリート製覆工板を使用しなければならない。
- 3 受注者は、覆工板に鋼製のものを使用する場合には、すべり止めのついたものでなければならない。
- 4 受注者は、段差を生じないように覆工板を取り付けなければならない。やむを得ず段差が生じる場合においては、5%以内の勾配でアスファルト等により適切にすりつけを行わなければならない。
- 5 受注者は、覆工部と道路部とが接する部分については、アスファルト等でその隙間を充填しなければならない。
- 6 受注者は、覆工部については、常時巡回し、点検して交通の安全に努めなければならない。
- 7 その他の覆工の規定については、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省建設事務次官通達・平成5年1月12日）によるものとする。

# 第6章 土 工

## 第1節 通 則

### 第601条 建設発生土及び建設廃棄物の処理

- 1 受注者は、建設発生土及び建設廃棄物の搬出にあたり公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。また、積載物の落下等により散乱した場合には、直ちに清掃しなければならない。
- 2 受注者は、建設廃棄物を処理する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年6月改正法律第37号）等により適切に処理しなければならない。
- 3 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

## 第2節 土 工

### 第602条 掘削工

受注者は、あらかじめ保安設備、土留、排水、覆工、建設発生土処理方法、その他の必要な諸般の準備を整えたうえ、かつ公道の場合にあたっては道路使用の許可を受けた後でなければ、掘削に着手してはならない。

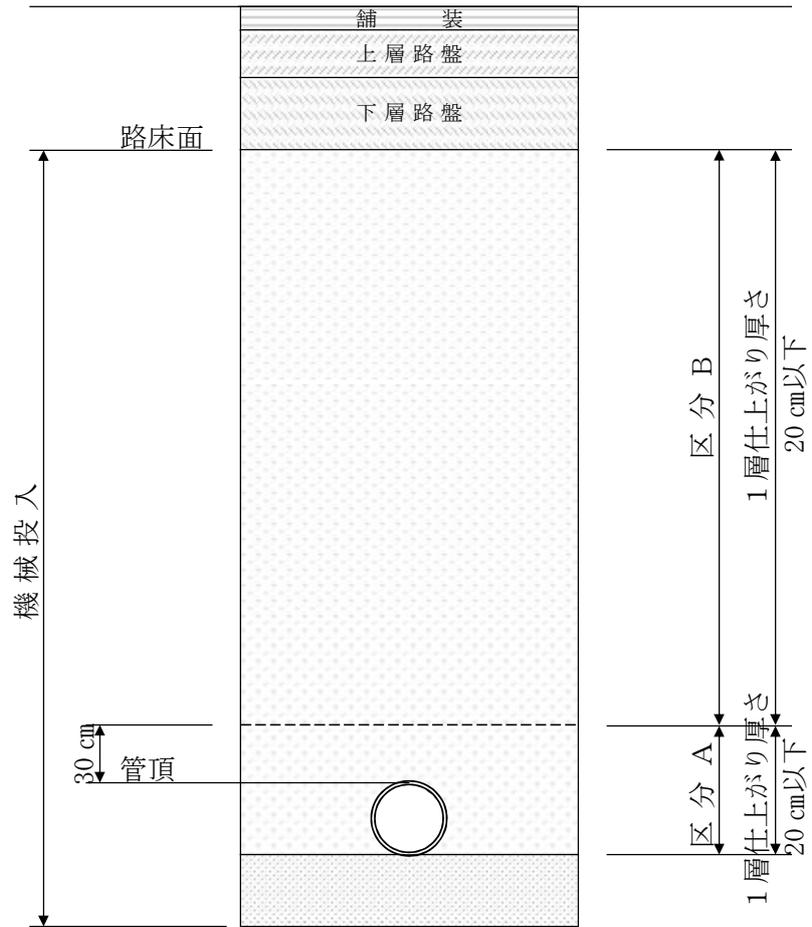
- 2 受注者は、仕上がり面においては、地山を乱さないよう、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。
- 3 受注者は、掘削において掘りすぎてはならない。また、機械掘りの場合には、底面を人力で仕上げなければならない。
- 4 受注者は、掘削にあたっては、溝掘りまたはつぼ掘りとし、えぐり掘りを行ってはならない。
- 5 受注者は、舗装版破碎にあたっては、舗装版切断機等を使用して切口を直線にし、在来舗装部分が粗雑にならないよう施工しなければならない。また、路盤との間に空隙が生じた場合は砂等を充填し、周辺の舗装に影響を与えないように注意しなければならない。
- 6 受注者は、地下埋設物のある箇所の掘削については、当該施設関係者の立会を求め、その指示にしたがわなければならない。

### 第603条 埋戻し工

受注者は、埋戻し土について、指定されたものまたは良質な土砂で監督員の承諾を得たものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、埋戻しにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層目（図－1 区分A）について、一層の仕上がり厚さ20cm以下を基本として十分締固めながら埋めもどさなければならない。
- 3 受注者は、埋戻しの施工にあたり、設計図書に基づき、各層所定の厚さごとに両側の埋戻し高さが均等になるように、必ず人力及びタンパ、ランマ等により十分締固めなければならない。
- 4 受注者は、埋戻し作業にあたり、管が移動したり破損したりするような荷重や衝撃を与えないよう注意しなければならない。
- 5 管側部の埋戻しの施工にあたり、管の両側より同時に埋戻し、空隙を生じないように十分突き固めなければならない。また、管の周辺及び管頂30cmまでは特に注意して施工しなければならない。
- 6 受注者は、管の下端・側部及び他埋設物の隣接箇所や交差箇所、狭い箇所においては、埋戻し及び突固めを特に入念に行い、沈下の生じないように木だこ等により十分に突き固めなければならない。
- 7 受注者は、前項の施工完了後、路床面まで（図－1 区分B）は、一層の仕上がり厚さを20cm以下として管等に衝撃を与えないように注意しながらタンパ等により十分に締め固めなければならない。
- 8 受注者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。

図-1 埋戻し区分標準図



## 第7章 路面復旧工

### 第1節 路面復旧工

#### 第701条 路面復旧工

受注者は、路面復旧工の施工については、国、県または市が定める施工基準に基づき行わなければならない。

- 2 受注者は、舗装面積について、道路管理者または監督員の立会のうえ確認しなければならない。
- 3 受注者は、道路標識及び道路標示（白線・黄線）等について、ただちに原形に復旧しなければならない。
- 4 受注者は、路面上にある道路鋸、人孔蓋等について、各管理者の立会のうえ原形に復旧しなければならない。
- 5 受注者は、路盤材やアスファルト混合物等道路復旧に用いる材料について、品質証明及び試験成績表を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。

# 第8章 管布設工

## 第1節 管布設工一般

### 第801条 管弁類の取扱い

受注者は、管の取扱いにおいては、クレーン、巻上げ機等で吊りあげ作業及び吊りおろし作業を行い、管に衝撃を与えないようにしなければならない。また、運搬においても損傷しないように取り扱わなければならない。

- 2 受注者は、管材料を現場へ集積する場合は、交通に支障のないようにし、道路、消火栓、マンホール類を塞がないようにするとともに、平坦な場所を選び、角材等を敷いて不陸が生じないように管を静置しなければならない。また、その際には転び止めの措置を行い、保安柵等で一般の立入り禁止の措置を講じなければならない。
- 3 制水弁、消火栓等を現場へ集積する場合は、角材または合板等を敷き直接地面に接してはならない。
- 4 受注者は、管材料の保管については、管台を敷き、歯止めまたはロープ掛けを施し、管の転がりや転落を防止しなければならない。また、保管場所は風通しがよく、直射日光があたらないようにシート掛け等を行わなければならない。

### 第802条 管の据付け

受注者は、管の据付けに先立ち、十分管体検査を行い、亀裂その他の欠陥のないことを確認しなければならない。

- 2 管の据付けあたっては、管内部を十分清掃し異物の無いことを確認し、管体の表示記号等を確認するとともに、中心線及び高低を確認し、正確に据付けなければならない。
- 3 管の据付けにあたり、既設物と交差または接近する場合は30cm以上の離隔を得なければならない。
- 4 管を掘削溝への搬入するときは、管内に土砂や異物等の流入を防止する措置を施さなければならない。
- 5 受注者は、1日の布設作業完了後に、管内に土砂、汚水等の流入しないよう仮蓋等で管端部をふさがなければならない。また、管内に工具類等の置き忘れなど異物を残すことのないよう注意しなければならない。

### 第803条 管の接合

受注者は、配管作業に従事する技能者については、豊富な実務経験と知識を有し、熟練したものを配置しなければならない。鋳鉄管の配管作業に従事するものは、日本水道協会新潟県支部長の認定した主任配管工、日本水道協会が主催した配水管工技能講習会「耐震」修了者でなければならない。水道配水用ポリエチレン管の配管作業に従事する技能者は配水用ポリエチレンパイプシステム協会が主催する水道配水用ポリエチレン配管施工講習会を受講したものでなければならない。

- 2 受注者は、鋼管の溶接接合に従事する技能者について、十分な技能並びに知識及び経験を有するものを配置しなければならない。また、これを指導する技術者を現場に随時派遣しなければならない。
- 3 受注者は、溶接接合を行う技能者（溶接工）について、資格証明書の写し、経歴書を監督員に提出し、事前に承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、溶接部にあって、火気、漏電等について十分な防護対策を施さなければならない。
- 5 受注者は、溶接部の全てにおいて外観の写真管理を行うものとし、撮影箇所を明示した資料とともに監督員に提出し確認を受けなければならない。
- 6 受注者は、X線検査を実施する場合、あらかじめ撮影箇所について監督員に確認を受けなければならない。また、X線検査実施後、撮影箇所を明示したフィルム及び検査結果を整理した資料を監督員に提出し確認を受けなければならない。
- 7 監督員による確認で不良が認められた溶接箇所について、受注者は、監督員の指示にしたがい入念に不良部を除去し、開先その他の部分の検査を受けた後に、再溶接して再検査を受けなければならない。
- 8 鋳鉄管継手及び異形管継手は、適正なトルクで交互均等に数回にわけて追い締めしなければならない。接合にあたっては、「5. 水道用ダクタイル鋳鉄管施工要領」を遵守しなければならない。
- 9 フランジ接合の場合は、フランジ面を清掃し、また、パッキンのずれがないよう均等に締付けなければならない。
- 10 鋳鉄管の切断及び溝切りを行う場合、切断機で行うものとし、他の方法で行う場合は、監督員の承認を得たものでなければならない。ただし、切断及び溝切り部分は、錆等が発生しないようにダクタイル用補修用塗料を塗るまたは、適する材料で防食しなければならない。なお、異形管は、切断してはならない。
- 11 受注者は、鋼管の切断を行う場合、切断部分の塗覆装材を処理したうえで、ガスバーナーまたは切断機で切断し、開先仕上げは、既設管開先に準じて仕上げなければならない。
- 12 受注者は、石綿セメント管の切断は、原則として避けるものとし、接手部で取り外さなければならない。やむを得ず、切断する場合は、石綿粉塵の飛散防止のため、水をかけるなど湿潤状態にして、金槌、または切断機で行うなど労働安全衛生法「石綿障害予防規則」に基づき、作業を行わなければならない。
- 13 受注者は、水道配水用ポリエチレン管の切断を行う場合、コールドリングなどを用いて管を固定してから、パイプカッターを用いて切断しなければならない。
- 14 受注者は、管の切断を行う場合、管に対して直角に切断しなければならない。
- 15 ネジ接合の場合は、ネジ切りした部分の切削油をウエス等で清掃し、雄ネジ部にシール材を一樣に塗布し、確実に締付けなければならない。余分なシール材は作業後に必ず拭き取らなければならない。
- 16 受注者は、水道用ポリエチレン管の施工にあたっては、配水用ポリエチレンパイプシステム協会（POLITEC）の発行する技術資料及び施工マニュアルにしたがって行わなければならない。

らない。接合作業にあたっては、「4. 水道配水用ポリエチレン管施工要領書」を遵守しなければならない。

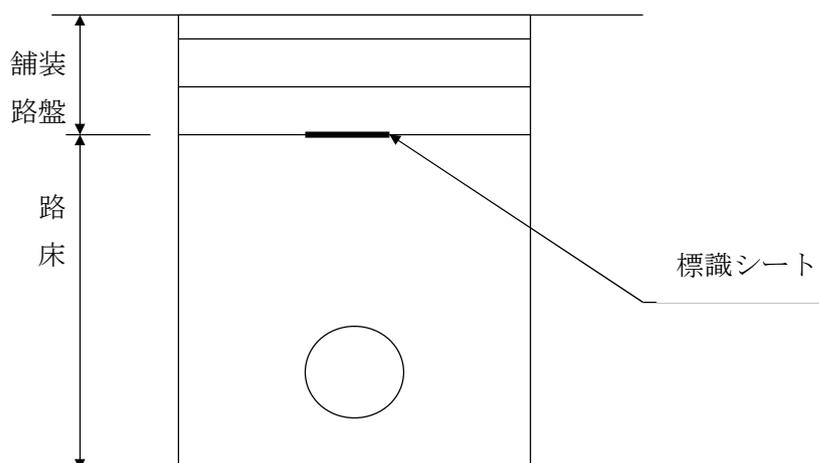
17 受注者は、水道用硬質塩化ビニール管（V P）及び耐衝撃性硬質塩化ビニール管（H I V P）の施工において、塩化ビニール管・接手協会の発行する技術資料及び施工マニュアルにしたがって行わなければならない。

18 受注者は、水道用ポリエチレン二層管（P P）の施工において、日本ポリエチレンパイプシステム協会の発行する技術資料及び施工ハンドブックにしたがって行わなければならない。

19 受注者は、標準仕様書及び特記仕様書に記載のない管種を施工する場合、あらかじめ施工方法及び管理方法を監督員に提示し、承諾を得なければならない。

#### 第804条 埋設管の表示及び明示

受注者は、管の布設にあたっては、埋設標識シートを敷設しなければならない。敷設位置は、原則として路盤と路床の境に布設する。標識シートは、管軸方向に全線敷設し蛇行してはならない。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。



2 埋設管の誤認防止する目的に、管に明示テープを巻き付けること。（道路法施工令第14条第2項第3号及び道路法施工規則第4条第3項第2号）

呼径350mm以下は胴巻きテープのみとし、呼径400mm以上は胴巻きテープに加え、天端テープを張付けること。

使用するテープは塩化ビニール製とする。

胴巻きテープの間隔は下記のとおりとし、1回半巻とする。

- ①管長4mの管の場合は、管の両端から15～20cmならびに中間とし、1本あたり3箇所
- ②管長5m～6mの管の場合は、管の両端から15～20cmならびに中間の2箇所とし、1本あたり4箇所
- ③管長9mの管の場合は、管の両端から15～20cmならびに中間の4箇所とし、1本あたり6箇所

- ④特殊管で上記に該当しない場合は、明示テープの間隔が2 m以上にならないようにする。
  - ⑤水道用ポリエチレン管で需要家引き込み管の場合は水道用ロケーティングワイヤーを引き込み管に固定を兼ねて、1 m間隔で巻付けすること。
- 3 受注者は、水道用ロケーティングワイヤーは、導電性カーボンゴムで被覆した銅線を使用する。ただし、本仕様書によるポリエチレンスリーブを施した場合はこれをもって代用する。

## 第2節 既設管との連絡

### 第805条 既設配水管との連絡

- 受注者は、既設配水管と新設配水管または仮設配水管を連絡する場合あらかじめ監督員と断水や連絡部の施工方法について協議しなければならない。
- 2 監督員は、連絡工事の日程について、日時及び作業内容を受注者へ指示するものとし、受注者はこれにしたがわなければならない。なお、特別な理由が生じ作業が困難と認められる場合には、監督員が日程を変更する指示を行う。
- 3 受注者は、連絡工事に伴う断水作業、管内排水及び洗浄作業について、監督員の指示により行わなければならない。
- 4 連絡工事に先立ち受注者は、断水時に操作する仕切弁等を確認し、工事实施の3日前までに、地元配布文章を添付して断水計画書を監督員に提出しなければならない。
- 5 連絡工事は、作業時間が断水時間内に制約されるため、受注者は円滑な作業ができるよう十分な作業員を配置するとともに、曲管等の配管資材や切管寸法及び機材器具の準備を確認し、迅速確実に施工しなければならない。
- 6 受注者は、既設管を切断する際は、監督員の立会を求め、切断を行う前に管種及び口径など設計図書に示された連絡管であることを確認しなければならない。

## 第3節 付属施設の設置

### 第806条 バルブ類の設置

- 受注者は、仕切弁、消火栓等を設置する場合は、あらかじめ設計図書の明示された位置、現地の状況ならびに維持管理上支障のない位置であることを確認し、監督員の指示によらなければならない。
- 2 受注者は、仕切弁、消火栓等を設置する場合は、弁の開閉調子等点検しながら、垂直または水平に据付けなければならない。
- 3 仕切弁、消火栓等の筐、その他構造物の据付けにあたっては、構造物を堅固に取り付け、かつ路面に対し不陸なく据付けなければならない。

## 第4節 漏水検査

### 第807条 漏水検査

受注者は、配水管の配管が完了したときは、管内に水を満たし、所定の圧力を保持する水圧テストを行わなければならない。

2 ダクティル鋳鉄管の水圧テストは下記により行う。

口径300mm以下の場合は、水圧0.75Mpaにおいて1時間以上とする。

口径400mm以下の場合は、水圧0.75Mpaにおいて2時間以上とする。

口径500mm以下の場合は、水圧0.75Mpaにおいて3時間以上とする。

圧力低下が初期圧力から30%以内で、所定時間が経過した後、圧力変化がほぼ平衡状態で推移していれば合格とする。

3 塩ビ管の水圧テストは下記により行う。

水圧0.75Mpaにおいて1時間経過後、水圧0.70Mpaを下回らなければならない。

4 水道用ポリエチレン管については、「4. 水道配水用ポリエチレン管施工要領」 9. 水圧試験によるものとする。

5 水圧テスト及び、通水により漏水等を確認した場合は、速やかにこれを修理しなければならない。

6 配水管の配管工事が完了したときは、監督員の指示にしたがい、必要人数を配置し、充水及び洗管作業を行わなければならない。

7 なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

# 第9章 そ の 他

## 第1節 通 則

### 第901条 一 般

この標準仕様書の第5章～第8章に定めのない事項については、「新潟県土木工事標準仕様書」（新潟県土木部）を適用するものとする。

## 2. 水道工事施工管理基準

(令和2年4月1日)

# 水道工事施工管理基準

## — 目 次 —

### 水道工事施工管理基準

1. 目 的	49
2. 適 用	49
3. 構 成	49
4. 施工管理の実施	50
5. 管理項目及び方法	50
6. 規 格 値	50
7. 工 事 写 真	50

### 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値	52
--------------	----

### 品質管理基準及び規格値

品質管理基準及び規格値	53
-------------	----

### 様 式

品質管理試験成績様式	54
------------	----

# 水道工事施工管理基準

この水道工事施工管理基準は、燕・弥彦総合事務組合水道工事標準仕様書第1章総則第127条施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

## 1. 目的

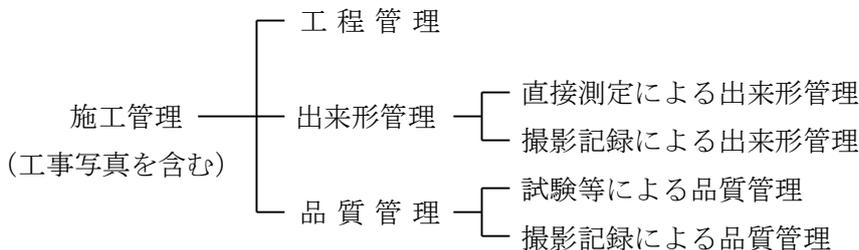
この基準は、水道工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

## 2. 適用

- (1) この基準は、燕・弥彦総合事務組合水道局が発注する配水管ならびに付属施設の新設等の工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督員と協議して他の方法によることができる。
- (2) この基準と特記仕様書が一致しない条項は特記仕様書が優先する。

## 3. 構成

- (1) 施工管理の基本構成は次のとおりとする。



- (2) 工程管理とは、指定期日、手持資材を考慮し、工事施工達成に必要な作業の手順及び日程を定め工程計画表を作成し、工事实施途中で計画と実績を比較検討し、必要な処置をとることをいう。
- (3) 直接測定による出来形管理とは、工事の出来形を把握するため工作物の寸法、凹凸、勾配、基準高等を施工の順序にしたがい直接測定（以下「出来形測定」という。）し、その都度その結果を管理図表または結果一覧表に記録し、つねに適確な管理を行うことをいう。
- (4) 撮影記録による出来形管理とは、出来形測定を実施した場合、または施工段階（区切り）及び施工の進行過程を確認するため、その都度、撮影を行うことをいう。
- (5) 試験等による品質管理とは、調合された材料及び資材等の品質を把握するため、物理的・化学的試験を実施し、その都度その結果を管理図表または結果一覧表に記録し、つねによりの確な管理を行うことをいう。
- (6) 撮影記録による品質管理とは、品質管理に関する試験を実施した場合、その都度試験の実施状況の撮影を行うことをいう。

#### 4. 施工管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

#### 5. 管理項目及び方法

##### (1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理または維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

##### (2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実施し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

##### (3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準管理により管理するものとする。この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種（1）、（2）の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

###### (1) 路盤

維持工事等の小規模なもの（施工面積が1,000㎡以下のもの）

###### (2) アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの（同一配合の合材が100t未満のもの）

#### 6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

ただし、施工条件等を勘案のうえ、真に止むを得ない理由により規格値を満たすことができなかつた場合は、受注者は、当該出来形が技術的条件を満足するか否かを検討するものとし、不足する場合には監督員と協議するものとする。

#### 7. 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を「3. 水道工事写真撮影要領」により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完

成時に提出しなければならない。ただし、水道工事写真撮影要領にない項目については、「新潟県土木工事標準仕様書 写真管理基準（案）」（新潟県土木部）により撮影し、提出するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

## 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値については、「水道工事標準仕様書 土木工事編」（日本水道協会）「新潟県土木工事標準仕様書 土木工事施工管理基準」（新潟県土木部）による出来形管理基準及び規格値を適用するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

## 品質管理基準及び規格値

品質管理基準及び規格値については、「水道工事標準仕様書 土木工事編」（日本水道協会）「新潟県土木工事標準仕様書 土木工事施工管理基準」（新潟県土木部）による品質管理基準及び規格値を適用するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

## 品質管理試験成績様式

品質管理試験成績様式については、「新潟県土木工事標準仕様書 土木工事施工管理基準」（新潟県土木部）を適用するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

### 3. 水道工事写真撮影要領

(令和2年4月1日)

# 水道工事写真撮影要領

## — 目 次 —

### 水道工事写真撮影要領

1. 適用範囲	57
2. 工事写真の分類	57
3. 工事写真の撮影基準	57
4. 写真の省略	57
5. 写真の色彩	58
6. 写真の大きさ	58
7. 工事写真帳の大きさ	58
8. 工事写真の提出部数及び形式	58
9. 工事写真の整理方法	59

### 水道工事写真整理順序

水道工事写真整理順序	60
------------	----

### 水道工事撮影箇所一覧表

撮影箇所一覧表	64
---------	----

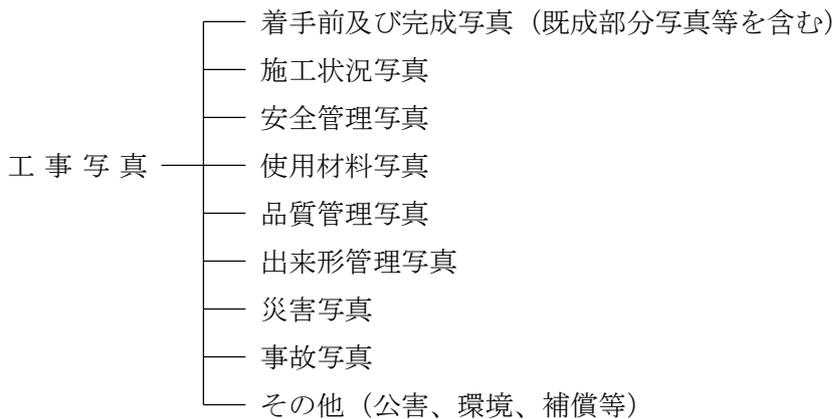
# 水道工事写真撮影要領

## (適用範囲)

1. この水道工事写真撮影要領は、水道工事施工管理基準に定める水道工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

## (工事写真の分類)

2. 工事写真は次のように分類する。



## (工事写真の撮影基準)

3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。

### (1) 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は別紙水道工事撮影箇所一覧表に基づき撮影するものとする。

### (2) 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるように被写体とともに写しこむものとする。

参考：小黒板の例

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

工事名			
工種			
測点			
	設計	実測	
厚			
幅			

← 略図を記入する部分

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、整理する。また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

## (写真の省略)

4. 工事写真は次の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督員が臨場した段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略することができるものとし、臨場時の状況写真は不要とする。

#### (写真の編集等)

5. 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」（平成29年1月30日付国技建管第10号）に基づく小黑板情報の電子的記入は、これにあたらぬ。

#### (撮影の使用)

6. 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。
  - (1) 写真はカラーとする。
  - (2) 有効画素数は小黑板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3：4程度とする（100画素程度～300万画素程度＝1200×900程度～2000×1500程度）。映像と読み替える場合は、以下も追加する。
  - (3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。
  - (4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督員と協議のうえ、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

#### (工事写真の整理提出)

7. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。
  - (1) 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真を工事写真帳等に整理し提出する。

#### (撮影の留意事項)

8. 別紙水道工事撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。
  - (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。
  - (2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
  - (3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
  - (4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

(その他)

9. 撮影箇所一覧表の用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。
- (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。

# 水道工事写真整理順序

測点または工区ごとに整理する。ただし、次に掲げるものは工事全体とする。

1. 工事着手前及び完成写真
2. 工事看板、安全管理写真(安全施設、KY活動状況等)
3. 不陸整正工
4. アスファルト舗装工
5. コンクリート舗装工
6. 消雪パイプ工
7. 区画線路面表示
8. その他付帯工
9. 使用材料
10. 使用機械
11. 仮設備
12. 残土処理
13. 産業廃棄物
14. 雑工
15. 通水・漏水試験 洗管

なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

## 順 序

1. 工事着手前及び完成写真
2. 工事看板、安全管理写真
3. 旧構造物撤去工（舗装版切断、舗装版はぎ取り、構造物取壊し等の施工状況及び形状寸法）
4. 仮設配管工管設置状況
  - (1) 仮設配管置状況
  - (2) 既設管仮連絡状況
  - (3) 掘削出来形（深さ）
  - (4) 既設管閉止状況
  - (5) 需要家仮連絡状況
5. 管路掘削工
  - (1) 掘削状況
  - (2) 基面整正状況
  - (3) 掘削完了（全景）及び出来形（幅、深さ、法長）

(4) 土質等の判別

#### 6. 管基礎工

(1) 投入状況

(2) 敷均し、締固め状況

(3) 締固め完了（全景）及び出来形（幅、厚さ）

#### 7. 管布設工

(1) 管布設状況

(2) 異形管布設状況

(3) 管切断状況

(4) 管融着状況

(5) 各種継手施工状況

(6) 防錆処理施工状況

(7) スクイズオフ施工状況

(8) 標識シート布設状況

(9) 明示テープ表示状況

(10) 管布設完了（全景、埋設位置確認）

(11) 数量（定尺物以外は長さ）

#### 8. 制水弁設置工

(1) 基礎杭設置状況

(2) 吸出防止材設置状況

(3) 台座設置状況

(4) 制水弁設置状況

(5) ボックス据付及び蓋取付状況

#### 9. 消火栓設置工

(1) 基礎杭設置状況

(2) 床版設置状況

(3) 吸出防止材設置状況

(4) 消火栓設置状況

(5) 各ブロック・蓋設置状況

#### 10. 給水管布設工（需要家別に平面図を添付）

(1) 掘削工

(2) サドル分水栓取付穿孔状況

(3) 給水管布設状況（全景）及び出来形（長さ、深さ）

(4) 埋戻砂敷均し、締固め状況

(5) コンクリート解体・復旧出来形（幅、厚さ）

#### 11. 埋戻工

(1) 投入状況

(2) 均し、締固め状況

- (3) 締固め完了 (全景)
- 12. **下層路盤工**
  - (1) 敷均し厚、転圧状況
  - (2) 整正状況
  - (3) 転圧完了 (全景) 及び出来形 (幅、厚さ)
- 13. **上層路盤工**
  - (1) 敷均し、転圧状況
  - (2) 整正状況
  - (3) 転圧完了 (全景) 及び出来形 (幅、厚さ)
- 14. **仮設工**
  - (1) 使用矢板 (幅、高さ、長さ)
  - (2) 矢板打込及び引抜状況
  - (3) 矢板打込数量
  - (4) 使用支保 (幅、高さ、長さ)
  - (5) 支保設置及び撤去状況
  - (6) 支保設置完了 (全景) 及び出来形 (腹起し長さ、切梁間隔、段数)
  - (7) 水替え状況 (沈砂槽等)
- 15. **不陸整正工**
  - (1) 敷均し、転圧状況
  - (2) 整正状況
  - (3) 転圧完了 (全景)
- 16. **アスファルト舗装工**
  - (1) 乳剤散布状況
  - (2) 敷均し厚、転圧状況、合材温度
  - (3) 整正状況
  - (4) 出来形 (コア採取厚さ)
- 17. **コンクリート舗装工**
  - (1) 路盤紙敷設状況
  - (2) 路盤紙出来形 (重ね寸法)
  - (3) コンクリート打設状況
  - (4) 養生状況
  - (5) 出来形 (幅、厚さ)
- 18. **消雪パイプ工**
  - (1) 舗装切断状況及び舗装厚さ
  - (2) 掘削状況
  - (3) 掘削完了 (全景) 及び出来形 (幅、深さ)
  - (4) 路盤紙敷設状況
  - (5) 散水管・送水管布設状況

- (6) 鉄筋加工組立及び目地材設置状況
  - (7) 鉄筋加工組立完了（全景）及び出来形（位置、間隔、継手寸法）
  - (8) コンクリート打設状況
  - (9) 養生状況
19. **区画線路面表示**
- (1) 施工状況
  - (2) 材料使用量
20. **その他付帯工**
- (1) 施工状況
  - (2) 出来形
21. **使用材料**
- (1) 使用材料（仮設材は除く）形状寸法等
  - (2) 検査実施状況
22. **使用機械**
- (1) 使用機械（排出ガス対策型等）
23. **仮設備**
- (1) 現場事務所、仮設トイレ等
  - (2) 仮設電力設備
  - (3) その他
24. **残土処理**
- (1) 受入地着手前及び完了
  - (2) 処理状況（搬入、整地）
  - (3) 出来形（幅、高さ、長さ、処理量）
25. **産業廃棄物**
- (1) 受入地（許可番号）
  - (2) 処理状況（搬出、搬入）
26. **雑工**
- (1) 側溝清掃状況
27. **通水、漏水試験及び洗管**
- (1) 通水、漏水試験実施状況
  - (2) 洗管作業状況

## 水道工事撮影箇所一覧表

代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。

適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。

区 分	工 種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	提出頻度
着手前	着手前	全景または 代表部分写真	着手前	着手前 1 回	工事完成届に添付
		完成後	完成後	施工完了後 1 回	
施工状況写真	工事施工中	全景または代表部分の 工事進捗状況	月 1 回(月末)	適宜	不要
		施工中の写真 (種別毎)	施工中	工種、種別毎に 1 回	適宜
	仮設 (指定仮設)	使用材料、仮設状況、 形状寸法	施工前後	1 施工箇所に 1 回	代表箇所 1 枚
	仮設 (任意仮設)		施工後	適宜	不要
	図面との不一致	図面と現地との不一致 の写真	発生時	必要に応じて	不要
安全管理写真	安全管理	各種標識類の設置状況	設置後	各種類毎に 1 回	不要
		各種保安施設の設置状況	設置後	各種類毎に 1 回	
		監視員交通整理状況	作業中	各 1 回	不要
		安全訓練等の実施状況	実施中	実施毎に 1 回	
仕様材料	使用材料	形状寸法	使用前	各品目毎に 1 回	不要
		品質証明	仕様前	各品目毎に 1 回	
		検査実施状況	検査時	各品目毎に 1 回	
災害	被災状況	被災状況及び規模等	被災前後 被災直後	その都度	適宜
事故	事故報告	事故の状況	発生前後 発生直後	その都度	適宜

区分	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	提出頻度
品質管理写真	セメント・コンクリート	スランプ試験	試験実施中	コンクリートの種類毎に1回	不要
		コンクリートの圧縮強度試験			
		塩化物総量規制			
		コンクリートの曲げ強度試験	試験実施中	コンクリートの種類毎に1回	
		コアによる強度試験	試験実施中	品質に異常が認められた場合	
		コンクリートの洗い分析試験			
下層路盤	現場密度の測定	現場密度の測定	試験実施中	各種路盤毎に1回	不要
		ブルフローリング	試験実施中	路盤毎に1回	
		平板載荷試験	試験実施中	品質に異常が認められた場合	
		骨材ふるい分け試験			
		土の液性限界・塑性限界試験			
		含水比試験			
上層路盤	現場密度の測定	現場密度の測定	試験実施中	各種路盤毎に1回	不要
		粒度			
	平板載荷試験	試験実施中	観察により異常が認められた場合		
	土の液性限界・塑性限界試験				
	含水比試験				
アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠			不要	
アスファルト舗装(プラント)	粒度	粒度	試験実施中	合材の種別毎に1回	不要
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		水浸ホイールトラッキング試験			
		ラベリング試験			
アスファルト舗装(舗設現場)	現場密度の測定	現場密度の測定	試験実施中	合材の種別毎に1回	不要
		温度測定			
		外観検査			
		すべり抵抗試験			
道路土工(施工)	現場密度の測定	現場密度の測定	試験実施中	土質毎に1回	不要
		ブルフローリング	試験実施中	工種毎に1回	
		平板載荷試験	試験実施中	土質毎に1回	
		現場CBR試験			
		含水量試験	試験実施中	降雨後または含水比の変化が認められた場合	
		コーン指数の測定	試験実施中	トラフィカビリティが悪い場合	
		たわみ量	試験実施中	ブルフローリングの不良個所について実施	

区分	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	提出頻度	
出来形管理写真	基礎工	基礎材（一般）	敷均し、締固め状況	施工中	測点間每または1施工箇所 に1回	代表箇所各1枚
			幅、厚さ	施工後	測点間每または1施工箇所 に1回	全枚数
		基礎材（管布設工）	投入状況	施工中	測点間毎に1回	代表箇所各1枚
			敷均し、締固め状況	施工中	測点間毎に1回	
			全景	施工後	締固め完了後に1回	
			幅、厚さ	施工後	測点間距離 40m未満1回 40m以上2回	全枚数
		基礎材（弁類・蓋類等）	投入状況	施工中	1施工箇所に1回	代表箇所各1枚
			敷均し、締固め状況	施工中	1施工箇所に1回	
			幅、厚さ	施工後	1施工箇所に1回	全枚数
	舗装工	下層路盤工	敷均し、転圧状況	施工中	各層毎測点間每または各層毎1施工箇所 に1回	代表箇所各1枚
			整正状況	整正後	各層毎測点間每または各層毎1施工箇所 に1回	
			厚さ	整正後	各層毎測点間每または各層毎1施工箇所 に1回	全枚数
			幅	整正後	各層毎測点間距離 40m未満1回 40m以上2回 または各層毎1施工 箇所に1回	
		粒度調整路盤工	敷均し、転圧状況	施工中	各層毎測点間每または各層毎1施工箇所 に1回	代表箇所各1枚
			整正状況	整正後	各層毎測点間每または各層毎1施工箇所 に1回	
			厚さ	整正後	各層毎測点間每または各層毎1施工箇所 に1回	全枚数
幅			整正後	各層毎測点間距離 40m未満1回 40m以上2回 または各層毎1施工 箇所に1回		
不陸整正工		敷均し、転圧状況	施工中	測点間每または各層 毎1施工箇所に1回	代表箇所各1枚	
		整正状況	整正後	測点間每または各層 毎1施工箇所に1回		

区分	工種		撮影項目	撮影時期	撮影頻度	提出頻度
出来形管理写真	舗装工	基層工	タックコート、プライムコート	散布時	各層毎に1回	代表箇所各1枚
			整正状況	施工中	各層毎測点間毎または各層毎1施工箇所に1回	
			幅	整正後	各層毎測点間毎または各層毎1施工箇所に1回	
		表層工	タックコート、プライムコート	散布時	各層毎に1回	代表箇所各1枚
			整正状況	施工中	各層毎測点間毎または各層毎1施工箇所に1回	代表箇所各1枚
			平坦性	実施中	1工事に1回	
		オーバーレイ工	タックコート	散布時	各層毎に1回	代表箇所各1枚
			幅、延長、厚さ	施工後	1施工箇所に1回	
		コンクリート舗装工	鉄網寸法、位置	据付後	測点間毎に1回	代表箇所各1枚
			平坦性	敷設後	1工事に1回	
	厚さ		型枠据付後	測点間毎に1回		
	仮設工	矢板工	幅、厚さ、長さ	打込前	型式及び長さが変わる毎または1施工箇所に1回	全枚数
			打込、引抜状況	施工中	適宜	代表箇所各1枚
			数量	打込後	全数量	
		支保工	支保材形状寸法	設置前	測点間毎または1施工箇所に1回	代表箇所各1枚
			支保設置、撤去状況	施工中	適宜	
			切り梁間隔、段数	施工後	測点間毎及び段数毎または1施工箇所に1回	
	水替え工	ポンプ設置状況	運転時	適宜	代表箇所各1枚	
	土工	掘削工	掘削状況	施工中	測点間毎または1施工箇所に1回	代表箇所各1枚
			基面整正状況	施工中	測点間毎または1施工箇所に1回	
土質等の判別			施工中	地質が変わる毎に1回		
全景			掘削完了後	測点間毎または1施工箇所施工完了後に1回		
幅、深さ、法長		掘削後	測点間距離 40m未満1回 40m以上2回 または1施工箇所に1回	全枚数		

区分	工種		撮影項目	撮影時期	撮影頻度	提出頻度
出来形管理写真	土工	埋戻工	投入状況	施工中	測点間每または1施工箇所に1回	代表箇所各1枚
			仕上り厚	締固め後 (各層毎)	測点間距離 40m未満1回 40m以上2回 または1施工箇所に1回	
			締固め状況	締固め時	測点間距離 40m未満1回 40m以上2回 または1施工箇所に1回	
			全景	締固め後	測点間每または1施工箇所施工完了後に1回	
	管布設工	仮設配管工	布設状況	施工中	測点間距離 40m未満1回 40m以上2回	代表箇所各1枚
			数量	施工後	全本数	
			全景	施工後	施工完了後に1回	
			既設管仮連絡 既設管閉止 需要家仮連絡状況	施工後	1施工箇所施工完了後に1回	
		管布設工	布設状況	施工中	測点間距離 40m未満1回 40m以上2回	代表箇所各1枚
			数量	施工後	全本数	
			全景	施工後	布設完了後に1回	
			管切断状況 管融着状況 各種継手施工状況 防錆処理状況 標識シート布設状況 明示テープ表示状況	施工中    施工後	1施工箇所施工完了後に1回	

区分	工種		撮影項目	撮影時期	撮影頻度	提出頻度	
出来形管理写真	制水弁設置工	制水弁設置工	基礎杭設置状況 台座据付状況 吸出防止材設置状況 制水弁設置状況 ボックス据付状況 蓋取付状況	施工中	1基毎に1回	代表箇所各1枚	
			数量	施工前	全資材		
			全景	施工後	布設完了後に1回		
	消火栓設置工	消火栓設置工	基礎杭設置状況 底板据付状況 吸出防止材設置状況 消火栓 各ブロック据付状況 蓋取付状況	施工中	1基毎に1回	代表箇所各1枚	
			数量	施工前	全資材		
			全景	施工後	布設完了後に1回		
	供給管 給水管布設工	供給管布設工 給水管布設工	鉄ソケット取付穿孔状況 サドル分水取付穿孔状況 供給管及び給水管布設状況	施工中	測点間毎または1施工箇所 に1回	代表箇所各1枚	
			数量	施工前	全資材		代表箇所各1枚
			全景	施工後	1施工箇所に1回		代表箇所各1枚
	コンクリート工	配筋	加工組立状況	施工中	測点間毎または1施工箇所 に1回	代表箇所各1枚	
			位置、間隔、継手寸法	組立後	打設ロット毎または 1施工箇所に1回	全枚数	
			全景	組立後	組立完了後に1回	代表箇所各1枚	
		コンクリート打設	打継目処理	施工時	工種種別毎に1回	全枚数	
			締め施工状況	施工時	工種種別毎に1回		
		養生	養生状況	養生時	工種種別毎に1回、 養生方法毎に1回		
	目地材設置工	設置状況	施工中	1施工箇所に1回	代表箇所各1枚		
	消雪パイプ工	散水・送水管工	布設状況	施工中	測点間距離 40m未満1回 40m以上2回 または1施工箇所に 1回口径が変わる毎 に1回	代表箇所各1枚	
その他	区画線路面表示	施工状況	施工前後	施工日に1回	適宜		
		材料使用量	施工前後	全数量			
	側溝・集水桝清掃	清掃状況	施工中	施工日に1回			
その他	補償関係	被害または損害状況等	発生前 発生時 発生後	その都度	適宜		
	環境対策・イメージアップ等	各施設設置状況	設置後	各種毎に1回	適宜		

## 4. 水道配水用ポリエチレン管 施工要領

(令和2年4月1日)

# 水道配水用ポリエチレン管

## 施工要領

### —— 目 次 ——

#### 水道配水用ポリエチレン管施工要領

1. 一般事項	72
2. 使用材料	72
3. 管の接合	72
4. 管の取扱い	72
5. 管の据付	72
6. 施工管理	73
7. ロケーティングワイヤー	73
8. ポリエチレン管用浸透防止スリーブ	73
9. 水圧試験	74
10. しゅん工図	74
11. その他	74

#### 参考資料

別紙1 「EFソケット継手チェックシート」	75
別紙2 「EFサドル継手チェックシート」	76
別紙3 「水道配水用ポリエチレン管水圧試験表」	77
別紙4 「水道配水用ポリエチレン管配管記号一覧」	78
別紙5 「水道配水用ポリエチレン管配管例」	79

# 水道配水用ポリエチレン管施工要領

## 1. 一般事項

管布設にあたっては、配水用ポリエチレンパイプシステム協会（POLITEC）の発行する技術資料及び施工マニュアルにしたがって行わなければならない。また、設計図書に基づき、平面位置、土被り、構造物等を正確に把握しておくこと。施工順序、施工方法、使用機械等については、監督員に確認を得てから工事に着手しなければならない。

## 2. 使用材料

使用する材料については、水道配水用ポリエチレン管（JWWA K 144）水道配水用ポリエチレン管継手（JWWA K 145）の規格に適合した材料（燕・弥彦総合事務組合水道局承認品）を仕様しなければならない。なお、メカニカル継手部及び金属継手部に使用する継手材料も燕・弥彦総合事務組合水道局承認品でなければならない。

## 3. 管の接合

水道配水用ポリエチレン管の接合は、EF（融着）接合を基本とする。現場状況（地下水位、既設管の止水状況等）によりEF（融着）接合が困難な場合、受注者は監督員と協議しメカニカル接合または金属接合とすることができる。

## 4. 管の取扱い

水道配水用ポリエチレン管の取扱いについては、次の事項を遵守しなければならない。また、直管は施工時1本毎に計測を行い、延長を管理しなければならない。

- ① 管体や継手は、傷がつき易いので、受注者は、放り投げたり引きずったりすることは避け、丁寧に取り扱いなければならない。
- ② 管は、直射日光（紫外線）があたると、管の材質が劣化するため、受注者は、防護カバーなどにより直射日光を避けて保管しなければならない。なお、継手の保管は屋内基本とする。やむを得ず屋外に保管する場合、直射日光（紫外線）や雨を防ぐため、シートなどによって覆いをしなければならない。
- ③ 管や継手は可燃性であるため、受注者は、火気または熱源に近付けてはならない。

## 5. 管の据付

水道配水用ポリエチレン管の据付けについては、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 管を布設する際に内外面の状態をよく確かめ、使用上有害な欠点があった場合には、その材料を使用してはならない。ただし、使用上有害な欠点が一部分で、切断等により除去することが可能な場合には、監督員の承諾を得て使用することができものとする。
- ② 管の埋設において、石、まくら木、胴木等の固形物が直接管に触れないように埋め戻さなければならない。
- ③ 布設箇所において、灯油、ガソリン等の有機溶剤による土壌汚染が確認された場合に

は、受注者はその事実を監督員へすみやかに報告し、対応を協議しなければならない。

- ④ 融着接合において、水道配水用ポリエチレン管（JWWA K 144）に規定する管以外とは接合してはならない。
- ⑤ 融着接合は、雨水などによる水濡れまたは泥、異物などによる汚染がない状態で行うものとし、融着接合中に停電などの異常が発生した場合、受注者は、当該継手の再使用または再融着を行ってはならない。
- ⑥ 融着接合時に使用するEFコントローラ及び専用工具類について、使用前に日常点検及び定期点検を行い、異常がないことを確認しなければならない。また、異常が認められた場合には、これを使用してはならない。
- ⑦ 管の切断については、コールドリングなどを用いて管を固定してから、パイプカッタを用いて切断しなければならない。

## 6. 施工管理

融着継手部の施工管理については、受注者は、全ての融着継手部に冷却終了時刻、日付を記入し、別途「3. 水道工事写真撮影要領」に基づき写真管理を行わなければならない。また、別紙1「EFソケット継手チェックシート」及び別紙2「EFサドル継手チェックシート」により、融着継手部の全てを管理しなければならない。

## 7. ロケーティングワイヤー

- ① 給水管の布設に際しては、管路位置の確認を容易にするため、ロケーティングワイヤーを施工しなければならない。
- ② 水道用ロケーティングワイヤーは、導電性カーボンゴムで被覆した銅線を使用すること。

## 8. ポリエチレン管用浸透防止スリーブ

### (1) 目的

水道配水用ポリエチレン管の弁類部及びメカニカル接合部には、管の防食をするために、ポリエチレン管用浸透防止スリーブを施工しなければならない。

### (2) 材料

- ① ポリエチレン管用浸透防止スリーブは、JIS Z 1702（包装用ポリエチレンフィルム）の品質を有すること。
- ② 明示テープは、ポリ塩化ビニル粘着テープ厚さ0.2mm 幅50mm以上とする。

### (3) 表示

ポリエチレン管用浸透防止スリーブは、外見の見やすい場所に容易に消えない方法で、管種・口径を表示さなければならない。

### (4) 施工上の注意

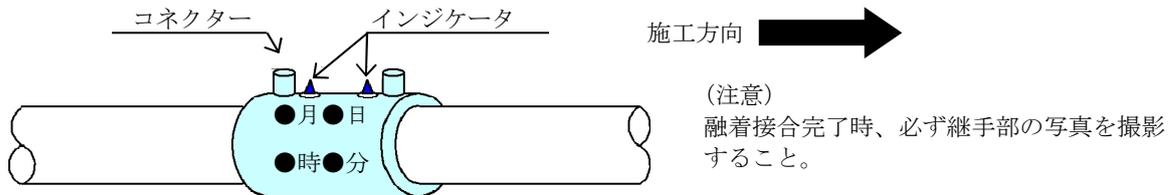
- ① 施工にあたっては、ポリエチレン管用浸透防止スリーブと管との間に浸入水が



監督員
(印)

現場代理人
(印)

別紙1 「EFソケット 継手チェックシート」

工事番号	号	施工年月日	令和	年	月	日	天候				
工事名							工事				
呼び径	φ	mm	施工箇所				地内				
発電機の仕様						コントローラの仕様					
											
継手No.											
略 図											
天 候											
陸 継 ぎ の 有 無											
曲 げ 施 工 の 有 無											
湧 水 の 有 無											
管 の 点 検 ・ 清 掃											
ス ク レ ー プ											
エタノール(アセトン)清掃											
標 線 の 確 認											
通 電 終 了 時 刻											
インジケータの確認											
クランプ取り外し時刻											
埋め戻し開始時刻											
接 合 総 合 判 定											
備 考											

監督員
(印)

現場代理人
(印)

別紙2 「EFサドル 継手チェックシート」

工事番号	号	施工年月日	令和	年	月	日	天候				
工事名							工事				
呼び径	φ	mm	施工箇所				地内				
発電機の仕様						コントローラの仕様					
継手No.											
略 図											
天 候											
陸 継 ぎ の 有 無											
曲 げ 施 工 の 有 無											
湧 水 の 有 無											
管 の 点 検 ・ 清 掃											
ス ク レ ー プ											
エタノール(アセトン)清掃											
標 線 の 確 認											
通 電 終 了 時 刻											
インジケータの確認											
クランプ 取り外し時刻											
埋め戻し開始時刻											
接 合 総 合 判 定											
備 考 :											

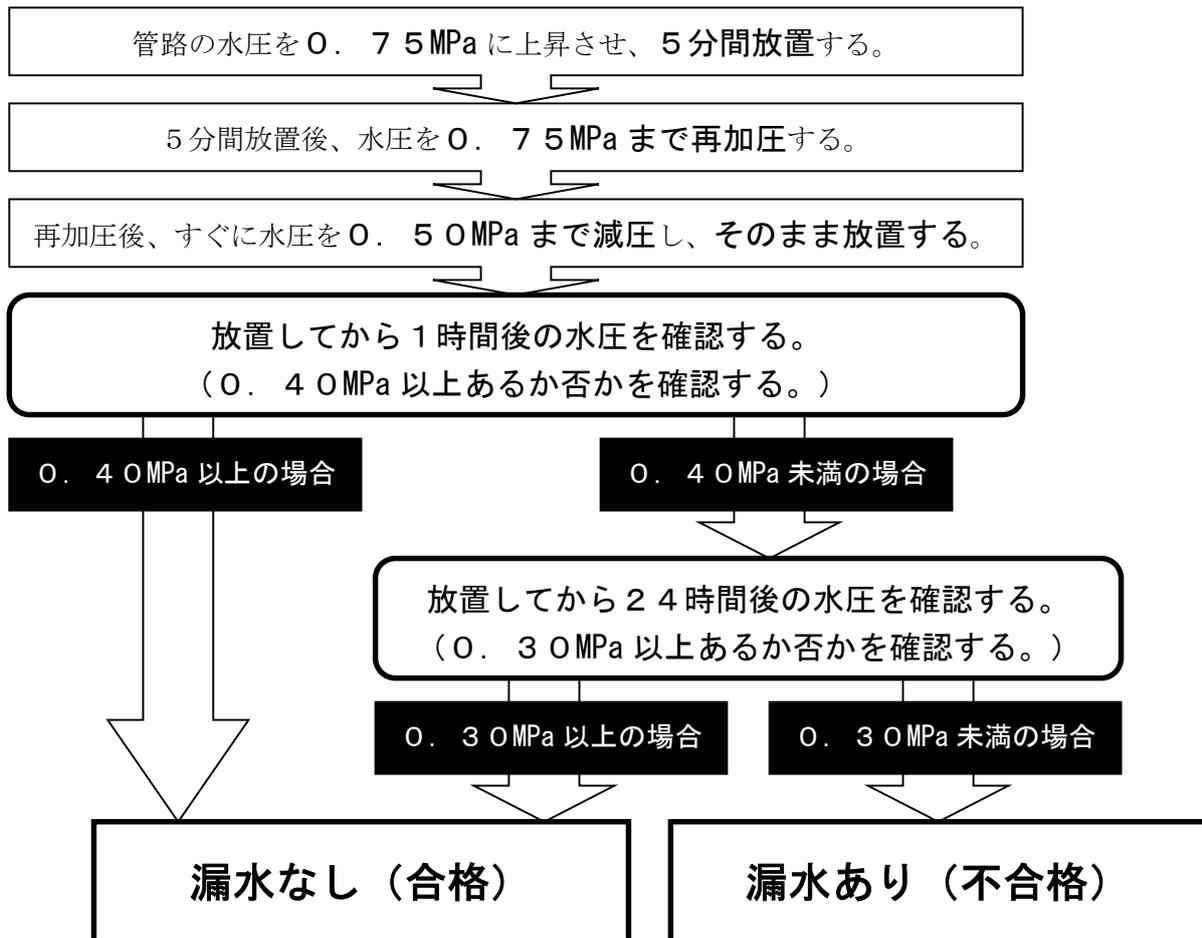
監督員	現場代理人
(印)	(印)

別紙3 「水道配水用ポリエチレン管水圧試験表」

工事番号	
工事名	
工事場所	

No.	試験年月日	管種口径	延長	常圧	確認水圧
1					
2					
3					

【試験フロー図】



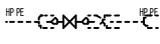
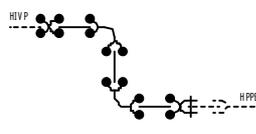
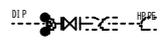
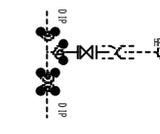
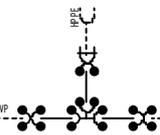
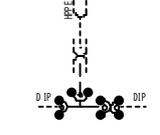
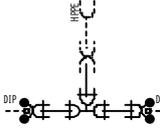
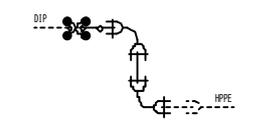
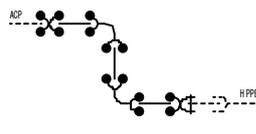
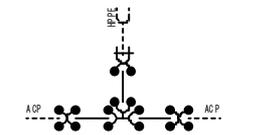
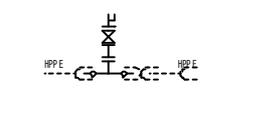
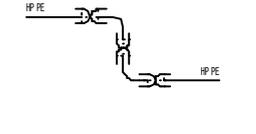
【水圧試験時の注意事項】

- (1) この方法に示す通水試験は、最後のEF接合が終了しクランプを外せる状態になってから、呼び径50、75のEF継手（EFソケット・EFベンド類・EFチーズ類・EFフランジ・EFキャップ）の場合は20分、呼び径100のEF継手の場合は30分、呼び径150のEF継手の場合は45分、呼び径200のEF継手の場合は60分以上経過してから行って下さい。またEFサドル類の場合は口径に関係なく30分以上経過してから行ってください。なお、メカニカル継手による接合の場合は、接合完了後すぐに通水試験ができます。
- (2) 通水は消火栓などを開いて管内の空気を除去しながら行います。満水になったら試験区間の弁を閉じ、消火栓などに取り付けた水圧計により圧力低下の有無を確認します。
- (3) 水圧試験は、最大500mまでの区間で実施することを推奨します。

別紙4 「水道配水用ポリエチレン管配管記号一覧」

受口付直管 (HPPE) 	直管 (HPPE) 	異種管継手 	
EFソケット 	ソケット 	ソケット (PEP×DIP) 	ソケット (PEP×VP) 
EF90° ベンド (両受) 	EF90° ベンド (片受) 	90° ベンド 	90° ソケット 
EF45° ベンド (両受) 	EF45° ベンド (片受) 	45° ベンド 	45° ソケット 
EF22° 1/2° ベンド (両受) 	EF22° 1/2° ベンド (片受) 	22° 1/2° ベンド 	22° 1/2° ソケット 
EF11° 1/4° ベンド (両受) 	EF11° 1/4° ベンド (片受) 	11° 1/4° ベンド 	11° 1/4° ソケット 
EF S° ベンド (両受) 	EF S° ベンド (片受) 	S° ベンド 	
EFチズ (両受) 	EFチズ (片受) 	チズ 	三方ソケット 
EF F付チズ (両受) 	EF F付チズ (片受) 	F付チズ 	F付ソケット 
	EFレデュサ (片受) 	レデュサ 	ソケットレデュサ 
	EFキャップ 	キャップ 	ソケットキャップ 
	EFフランジ 短管 	フランジ 	ソケットフランジ 
PE挿口付制水弁 	PE挿口付T字管 	分水線付EFサドル 	サドル付分水線 

別紙5 「水道配水用ポリエチレン管配管例」

<p>制水弁設置 (HPPE)</p> 	<p>PE挿し口付ソフトシール仕切弁</p>	<p>既設管連絡 (HIVP×HPPE)</p> 	<p>塩ビ管用汎形ジョイント (分解不要型) 塩ビ管用汎形曲管90° (分解不要型) × 2 メカニカルソケット (HPPE×VP)</p>
<p>制水弁設置 (HIVP×HPPEその1)</p> 	<p>塩ビ管用汎形フランジ短管 (分解不要型) 制水弁 (内外面粉体)浅埋設対応型 フランジ (HPPE・7.5K対応形)</p>		
<p>制水弁設置 (HIVP×HPPEその2)</p> 	<p>塩ビ管用汎形フランジ短管 (分解不要型) 制水弁 (内外面粉体)浅埋設対応型 EFフランジ (7.5K対応形)</p>		
<p>制水弁設置 (DIP×HPPEその1)</p> 	<p>K形短管 1号 制水弁 (内外面粉体)浅埋設対応型 フランジ (HPPE・7.5K対応形)</p>		
<p>制水弁設置 (DIP×HPPEその2)</p> 	<p>K形短管 2号 制水弁 (内外面粉体)浅埋設対応型 EFフランジ (7.5K対応形)</p>		
<p>HIVPからの分岐</p> 	<p>塩ビ管用汎形ジョイント (分解不要型) × 2 塩ビ管用汎形T字管 (分解不要型) メカニカルソケット (HPPE×VP)</p>		
<p>DIPからの分岐 (その1)</p> 	<p>K形二受T字管 K形継ぎ輪 K型ダクタイル鉄管用異種管継手 (HPPE×DIP)</p>		
<p>DIPからの分岐 (その2)</p> 	<p>メカニカルソケット (HPPE×DIP) × 2 メカニカル三方チース (HPPE×HPPE)</p>		
		<p>既設管連絡 (DIP×HPPE)</p> 	<p>※管の中に水が残っている場合 K形継ぎ輪 K型ダクタイル鉄管用異種管継手 (HPPE×DIP) 90°メカニカルバンド (HPPE×HPPE) × 2 ※管の中に水が無い場合 K形継ぎ輪 K型ダクタイル鉄管用異種管継手 (HPPE×DIP) EF 90°バンド (両受) × 2</p>
		<p>既設管連絡 (ACP×HPPE)</p> 	<p>汎形レガ-V (分解不要型)・A 塩ビ管用汎形曲管90° (分解不要型) × 2 メカニカルソケット (HPPE×VP)</p>
		<p>ACPからの分岐</p> 	<p>汎形レガ-V (分解不要型)・A × 2 塩ビ管用汎形T字管 (分解不要型) メカニカルソケット (HPPE×VP)</p>
		<p>消火栓設置</p> 	<p>PE挿し口付フランジ付T字管 フランジ短管 浅埋設対応形ボール式補修弁 浅埋設対応形単口消火栓</p>
		<p>φ50mmの配管</p> 	<p>EF 90°ソケット × 3 90°バンド (HPPE)</p>

# 5. 水道用ダクタイル鋳鉄管 施工要領

(令和2年4月1日)

# 水道用ダクティル鑄鉄管施工要領

## — 目 次 —

### 施工一般

1. 一般事項	82
2. 管類の取扱い	82
3. 管の据付	82
4. 管の切断	82

### 水道用ダクティル鑄鉄管の接合

1. 一般事項	83
2. 継手用滑材	83
3. 鑄鉄管の接合	83
4. ポリエチレンスリーブ	83
5. その他	83

# 水道用ダクティル鑄鉄管施工要領

## 施工一般

### 1. 一般事項

管布設にあたっては、（一社）日本ダクティル鉄管協会の発行する技術資料及び接合要領にしたがって行わなければならない。また、設計図書に基づき、平面位置、土被り、構造物等を正確に把握しておくこと。施工順序、施工方法、使用機械等については、監督員に確認を得てから工事に着手しなければならない。

### 2. 管類の取扱い

- ① 管を積みおろしにあたっては、台棒等を使用し巻おろす方法、または、クレーン等を使用し2点吊りする方法を用いること。
- ② 管の運搬、または巻きおろしにあたって、クッション材を使用し、衝撃等によって管を損傷させないように十分注意しなければならない。
- ③ 管の保管にあたっては、ころがり止めをあて、保安上安全を期さなければならない。
- ④ 弁類の取扱いにおいて、台棒、角材等を敷くなど、直接地面の接してはならない。また、吊りあげる場合は、台付けを確実にとらなければならない。
- ⑤ 弁類の保管は、直射日光やほこり等をさけるため屋内に保管すること。やむを得ず屋外に保管する場合、直射日光（紫外線）や雨を防ぐため、シートなどによって覆いをしなければならない。

### 3. 管の据付

- ① 管の据付に先立ち、十分管体検査を行い、亀裂、その他の欠陥のないことを確認しなければならない。
- ② 管の吊りおろしにあたって、土留め用切ばりを一時取外す必要がある場合は、必ず適切な補強を施し、安全を確認のうえ、施工しなければならない。
- ③ 管を掘削溝内に吊りおろす場合、溝内の吊りおろし場所に作業員を立入らせてはならない。
- ④ 管を布設する際は、原則として受口に挿口を挿入、低所から高所に向けて施工しなければならない。
- ⑤ 管の据付にあたって、管内部を十分清掃し、水平器、型板、水糸等を使用し、中心線及び高低を確定して、正確に据付けなければならない。また、管体の表示記号を確認するとともに、受口部分に鑄出してある表示記号のうち、メーカー表示マークの中心を管頂にして据付けなければならない。

### 4. 管の切断

- ① 管の切断及び溝切りを行う場合、切断溝切り機で行うものとし、他の方法で行う場合は、監督員の承認を得たものでなければならない。なお、異形管は、切断してはならない。

い。

- ② 管の切断及び溝切り部分は、錆等が発生しないようにダクティル用補修用塗料を塗るまたは、適する材料で防食しなければならない。

## ダクティル鑄鉄管の接合

### 1. 一般事項

管の接合にあたっては、(一社)日本ダクティル鉄管協会の発行する技術資料及び接合要領にしたがって行わなければならない。

### 2. 継手用滑材

ダクティル鑄鉄管の接合にあたって、専用の滑材を使用し、ゴム輪に悪影響を及ぼし、衛生上有害な成分を含むものならびに、中性洗剤やグリース等の油類は使用してはならない。

### 3. 鑄鉄管の接合

- ① ボルト・ナットの締付けは、締付けトルクに近づいたら必ずトルクレンチにより規定の締付けトルクまで締付けなければならない。
- ② 曲げ配管は原則として禁止するが、やむを得ず施工する場合は監督員と協議するものとする。
- ③ フランジ継手の接合にあたっては、異物がかみ込まないように注意し、ボルトは片締にならないよう全周を通じて均等に締付けなければならない。

### 4. ポリエチレンスリーブ

配水管(鑄鉄管)の腐食及び電食対策のため、原則としてポリエチレンスリーブを被覆するものとする。ただし、部分的な切廻し箇所等で、既設管にポリエチレンスリーブが被覆されていない場合は、既設管に合わせてポリエチレンスリーブを被覆しないものとする。

なお、施工にあたっては「4. 水道配水用ポリエチレン管施工要領」中の「8. ポリエチレン管用浸透防止スリーブ」に準じる。

### 5. その他

上記に定めのないものについては、監督員と協議するものとする。

## 6. 水道工事監督技術基準

(令和2年4月1日)

# 水道工事監督技術基準

## — 目 次 —

### 水道工事監督技術基準

第1条	目 的	86
第2条	用語の定義	86
第3条	監督の実施	87

### 別 表

指定材料の品質確認一覧表（別表－1）	93
段階確認一覧表（別表－2）	94
施工状況把握一覧表（別表－3）	95
参 考	96

### 別 紙

施工計画書の省略について（別紙－1）	97
仮設・施工方法等の指定及び任意について（別紙－2）	98

### 様 式

工事打合せ簿（様式－1）	99
履行状況報告（様式－2）	100
材料確認書（立会・机上）（様式－3）	101
段階確認書（立会・机上）（様式－4）	102
施工状況把握表（様式－5）	103

# 水道工事監督技術基準

## (目 的)

第1条 この技術基準は、燕・弥彦総合事務組合水道局が発注する配水管ならびに付属施設の新設等の工事請負契約に係わる監督業務が円滑かつ適切に実施されることを目的として定める。

## (用語の定義)

### 第2条

- (1) 「監督」……契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2) 「監督の方法」……監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会、把握）を総称していう。
  - ① 指 示……………監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
  - ② 承 諾……………契約図書で明示した事項について、受注者が監督員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。
  - ③ 協 議……………書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
  - ④ 通 知……………監督員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面より知らせることをいう。
  - ⑤ 受 理……………契約図書に基づき受注者の責任において監督員に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
  - ⑥ 確 認……………契約図書に示された事項について、監督員等が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
  - ⑦ 把 握……………監督員等が臨場もしくは受注者が提出または提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。
  - ⑧ 立 会……………契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

(監督の実施)

第3条 監督員等は、以下の表の各事項について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
1. 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容の把握	請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。	標準仕様書第103条
(2) 施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 受注者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙-1により省略の可否について判断する。	標準仕様書第105条
(3) 約款及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	約款及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む。）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記、指示、承諾、協議等の書面を作成する。（約款第1条第3項に係るものは不要）	約款第11条（監督員） 標準仕様書第107条（様式-1）
(4) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	① 約款第20条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、または受注者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事の内容変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ管理者等に報告する。 ② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む。）する。 ③ 仮設・施工方法等の変更については別紙-2に基づき必要な変更を行う。	約款第20条（条件変更等） 標準仕様書第103条
(5) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料をもとに作成する。 仮設・施工方法等の変更については別紙-2に基づき必要な変更を行う。	約款第21条（設計図書の変更） 標準仕様書第115条

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(6) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。	約款第2条（関連工事の調整）  標準仕様書第112条
(7) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの履行状況報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	約款第13条（履行報告）  標準仕様書第128条（様式-2）
(8) 工期変更協議の対象の確認	約款第17条第7項、第19条第1項、第20条第5項、第21条、第22条第3項、第23条及、第24条第1項及び第42条第2項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果の確認。	標準仕様書第116条  約款第17条（支給材料及び貸与品） 約款第19条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等） 約款第20条（条件変更等） 約款第21条（設計図書の変更） 約款第22条（工事の中止） 約款第23条（乙の請求による工期の延長） 約款第24条（甲の請求による工期の短縮等） 約款第42条（前払金の不払に対する工事中止） 約款様式-第15号
(9) 管理者等への報告 1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告	① 工事の全部もしくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、管理者等へ報告する。 ② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当者等へ報告する。	約款第22条（工事の中止）  約款第23条（乙の請求による工期の延長）
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、管理者等へ報告する。	約款第29条（一般的損害）

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	<p>① 天災時の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者からの通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を管理者等へ報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を審査し、管理者等へ報告する。</p>	<p>約款第31条（不可抗力による損害）</p> <p>標準仕様書第143条</p>
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	<p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、管理者等へ報告する。</p>	<p>約款第30条（第三者に及ぼした損害）</p>
5) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	<p>部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳表の審査及び既成部分出来形対照表の作成を行い、管理者等へ報告する。</p>	<p>約款第39条（部分払）</p> <p>標準仕様書124条</p>
6) 工事関係者に関する措置請求	<p>現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者もしくは監理技術者または専門技術者、下請負人等が工事の施工または管理につき著しく不相当と認められる場合は、管理者等への措置請求を行う。</p>	<p>約款第14条（工事関係者に関する措置請求）</p>
7) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求または報告	<p>① 約款第47条第1項及び第48条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合、管理者等に対して措置請求を行う。</p> <p>② 受注者から契約解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、管理者等へ報告する。</p> <p>③ 契約が解除された場合は、既成部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、管理者等へ報告する。</p>	<p>約款第47条（甲の任意解除権）</p> <p>約款第48条（乙の解除権）</p> <p>約款第49条（解除に伴う措置）</p>
<p><b>2. 施工状況の確認等</b></p> <p>(1) 事前調査等</p>	<p>下記の事前調査業務を行う。</p> <p>① 工事基準点の支持</p> <p>② 既設構造物の把握</p> <p>③ 支給（貸与）品の確認</p> <p>④ 事業損失防止家屋調査結果の確認または立会</p> <p>⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥ 工事区域用地の把握</p> <p>⑦ その他必要な事項</p>	<p>約款第18条（工事用の確保等）</p> <p>標準仕様書第103条</p> <p>標準仕様書第108条</p> <p>標準仕様書第117条</p> <p>標準仕様書第139条</p>

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(2) 指定材料の確認	設計図書において、指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに確認する。	約款第15条（工事材料の品質及び検査等） 約款第16条（監督員の立会及び工事記録の整備等）  標準仕様書第120条（様式-3）
(3) 工事施工の立会（確認も含む）	すべての配水管の切断工事は、断水計画書に基づき立会を行う。また、設計図書において、監督員の立会のうえ施工するものと指定された工種においても、設計図書の規定に基づき立会を行う。	約款第16条（監督員の立会及び工事記録の整備等）  標準仕様書第121条（様式-4）
(4) 工事施工状況の確認（段階確認）	設計図書に示された施工段階において別表-2に基づき、臨場等により確認を行う。	約款第16条（監督員の立会及び工事記録の整備等）  標準仕様書第121条（様式-4）
(5) 工事施工状況の把握	主要な工種について、別表-3に基づき適宜臨場等により把握を行う。	（様式-5）
(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。 また、建設資材を搬入または建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。	標準仕様書第119条

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(7) 改善請求及び破壊による確認	<p>① 工事の施工が設計図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示を行う。</p> <p>② 約款第15条第2項もしくは第16条第1項から第3項までの規定に違反した場合または工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	<p>約款第15条（工事材料の品質及び検査等）</p> <p>約款第16条（監督員の立会及び工事記録の整備等）</p> <p>約款第19条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）</p>
(8) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	<p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格または性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の検査の結果、品質または規格もしくは性能が設計図書の定めと異なる場合または使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料もしくは貸与品を契約担当者等と打合せのうえ引渡し等の措置をとる。</p>	<p>約款第17条（支給材料及び貸与品）</p> <p>標準仕様書第117条</p>
<b>3. 円滑な施工の確保</b> (1) 地元対応	<p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し、必要な措置を行う。</p>	<p>標準仕様書第140条</p>
(2) 関係機関との協議、調整	<p>工事に関して、関係機関との協議、調整等における必要な措置を行う。</p>	<p>標準仕様書第139条</p>
<b>4. その他</b> (1) 現場発生品の処理	<p>工事現場における現場発生品について、規格、数量等を確認し、その処理方法について指示する。</p>	<p>標準仕様書第118条</p>
(2) 臨機の措置	<p>災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。</p>	<p>約款第28条（臨機の措置）</p>

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、管理者等及び燕・弥彦総合事務組合担当課に報告する。また、状況により県担当課へ報告する。	標準仕様書第133条
(4) 工事成績の評定	監督員は、工事完了のとき燕・弥彦総合事務組合建設請負工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。	
(5) 工事完成検査等の立会	原則として監督員は工事の完成、既成部分、臨時検査の各段階における工事検査の立会を行う。	標準仕様書第123条 標準仕様書第124条 標準仕様書第125条
(6) 検査日の通知	工事検査に先立って受注者に対して検査実施日を通知する。	

## 指定材料の品質確認一覧表

区 分	確 認 材 料 名	摘 要
配水管	管類	
	継手類	
	制水弁、制水弁筐	
	消火栓、消火栓鉄蓋	
	サドル分水栓	
セメント及 び混和材	セメント	J I S 製品以外
	混和材料	J I S 製品以外
セメントコ ンクリート 製 品	セメントコンクリート製品 一般	県土木部指定以外 県農地部指定以外 J I S 製品以外
	コンクリート杭、コンクリート矢板	J I S 製品以外
そ の 他	レディーミクストコンクリート	J I S 製品以外
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く
	現場発生品	

(注) 上表のほか特殊な製品等は監督員が指定し、確認すること。

(監督行為：受注者が外観及び品質規格証明等を照合して確認した資料に基づき、監督員が検査を行う。)

## 段階確認一覧表

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
指定仮設工		設置完了時	使用材料及び機種、幅、長さ、高さ、深さ等	1回／1工事
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込み時	長さ、使用材料 溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回／80枚(本) 重点：1回／40枚(本)
	鋼管矢板	打込み時	長さ、使用材料 溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回／40枚(本) 重点：1回／20枚(本)
舗装工 (下層路盤)		下層路盤(100m2以上) 完了時	使用材料、厚さ	1回／1工事
舗装工 (上層路盤)		上層路盤(100m2以上) の舗装単独工事) 完了時	使用材料、施工厚さ	1回／1工事
管布設工		埋戻前	不可視部分の出来形	1回／1スパン
不断水穿孔工		作業中	漏水確認、水圧テスト、切片確認、排水状況	1回／1箇所
水圧試験		水張り後	水圧試験	1回／箇所

1 表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容及び施工状況等を勘案の上設定することとする。

●一般監督：重点監督以外の工事

●重点監督：下記の工事

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

ロ 施工条件が厳しい工事

ハ 第三者に対する影響のある工事

ニ その他

2 段階確認は、上表のほか、監督員が必要と認める重要なもの及び特殊な工法については指示することができる。

## 施工状況把握一覧表

種 別	細 別	施 工 時 期	把 握 項 目	把 握 の 程 度
舗装工	路盤、 表層、基層	舗設時	敷均し、締固め状況、舗設温度 等、使用材料	一般：1回／1工事 重点：1回／3,000m <sup>2</sup>
管布設工		埋戻時	敷均し、締固め状況	一般：1回／1工事 重点：1回／1工事

(注)

表中の「把握の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案の上設定することとする。

- 一般監督：重点監督以外の工事
- 重点監督：下記の工事
  - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
  - ロ 施工条件が厳しい工事
  - ハ 第三者に対する影響のある工事
  - ニ その他

# 参 考

## 重点監督

主たる工種の新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認の頻度を増すこととし、工事の重要度に応じた監督とする。（重点監督という。）

なお、対象工事は下記のイ～ニのとおりとする。

- イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事（対象工種のみ）
  - ・標準歩掛のない新工法を用いた工事
  - ・その他これらに類する工事（歩掛調査工事他）
- ロ 施工条件が厳しい工事
  - ・掘削深さ7m以上の土留工及び締切工を有する工事
  - ・鉄道・道路等重要構造物の近接工事
  - ・軟弱地盤上での構造物
  - ・その他これらに類する工事
- ハ 第三者に対する影響のある工事
  - ・周辺地域等への地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
  - ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
  - ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事（対象工種のみ）
  - ・その他これらに類する工事
- ニ その他
  - ・低入札工事
  - ・管理者等が必要と認めた工事

## 施工計画書の省略について

標準仕様書第105条第1項ただし書きの取扱いは次のとおりとする。

1. 「簡易工事」とは、設計金額が500万円未満の工事とする。  
ただし、次に掲げる工事のいずれかに該当するものは除くものとする。
  - (1) 指定工法、指定仮設のある工事
  - (2) 施工時間及び交通量を考慮し、一般交通に対し影響の大きい工事
  - (3) 振動、騒音等公衆災害のおそれのある工事
2. 「緊急を要する工事」とは、災害時の応急処理工事または災害防止対策のため緊急に対応する必要がある工事とする。

## 仮設・施工方法等の指定及び任意について

### 1. 定義

- ・ 「指定」とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書に明示された仮設、施工方法等を設計図書どおりに行わなければならないものをいう。
- ・ 「任意」とは、工事目的物を施工するにあたり、受注者の責任において、自主的に施工できるものをいう。

### 2. 指定及び任意の考え方

- ・ 約款第1条第3項に「仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。」とあり、積算基準を根拠とした指導は受注者の任意性を損なうこととなる。
- ・ したがって、指定及び任意の考え方とこれらに対する設計変更の取扱いは下表によるものとする。

		指 定	任 意	備 考
設 計 図 書		仮設、施工方法などに設計図書に具体的に明示したもの	仮設、施工方法について図面等で示さないもの	
建設機械の機種及び規格		騒音、振動規制方法に関する機種及び特記仕様書で指定したもの	左の制約以外すべて任意	※積算基準により計上した機種規格は「指定」とはならない。
工事標識等安全施設費		交通誘導員及び当該工事場所に特別に指定したもの	左以外のものは受注者の任意	
施工方法の変更		発注者の指示または承諾が必要	受注者の任意	
取設計扱変更の	施工内容の変更がある場合の変更	設計変更する	設計変更しない	約款第20条に関する設計変更
	当初設計に示した条件の変更	設計変更する	設計変更する	約款第19条に関する条件変更

### 3. 指定としての許容事例

指定仮設として、図示した仮締切または土留鋼矢板長2mに対し、受注者が3mのリース鋼矢板を使用した場合、目的を達成しているので容認するものとする。ただし、設計変更は行わない。



# 履行状況報告書

令和 年 月 日

燕・弥彦総合事務組建設工事請負基準約款第13条に基づく履行状況を報告します。

受注者： \_\_\_\_\_

現場代理人： \_\_\_\_\_ ㊟

工事番号： \_\_\_\_\_

工事名： \_\_\_\_\_

契約工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ( 日 )		
月 別	予定工程 (%) (変更)	実施工程 (%)	備 考
記 事			

令和 年 月 日

監督員名 \_\_\_\_\_ ㊟

- ※1 履行状況報告は契約工期のほぼ中間に行うものとするが、監督員が指示した場合は指示した時期に報告する。
- 2 実施工程は前月までの出来高集計とする。

## 材料確認書（立会・机上）

令和 年 月 日

燕・弥彦総合事務組建設工事請負基準約款第15条第2項に基づく検査（確認を含む）  
立会 机上 を願います。

受注者： \_\_\_\_\_

現場代理人： \_\_\_\_\_<sup>㊞</sup>

工事番号： \_\_\_\_\_

工事名： \_\_\_\_\_

① 材 料 名	② 品 質・規 格	③ 単 位	④ 搬入 数量	⑤ 確 認 欄		⑥ 備 考 (判 定)
				確認年月日	確認方法	

上記について材料を検査し確認した。

令和 年 月 日

監督員名 \_\_\_\_\_<sup>㊞</sup>

※ ①、②、③、④は受注者が記入、⑤、⑥は監督員が記入する。

## 段階確認書（立会・机上）

令和 年 月 日

燕・弥彦総合事務組建設工事請負基準約款第16条第1項及び第2項に基づく検査（確認を含む）  
 立会  
 机上  
 を願います。

受注者： \_\_\_\_\_

現場代理人： \_\_\_\_\_ ㊞

工事番号： \_\_\_\_\_

工事名： \_\_\_\_\_

区分	① 工 種	② 細 別	③ 確認時期	④ 確認項目	⑤ 記事（確認日・その他指示事項等）
設計図書に定めた工種					
監督員が指示した工種					

上記について段階確認を実施し確認した。

令和 年 月 日

監督員名 \_\_\_\_\_ ㊞

※ ①、②、③は受注者が記入、④、⑤は監督員が記入する。

# 施工状況把握表

工事番号 : \_\_\_\_\_

工事名 : \_\_\_\_\_

把握年月日 令和 年 月 日	把握者氏名	把握事項	摘要

## 7. 水道工事関係書類作成要領

(令和2年4月1日)

# 水道工事関係書類作成要領

## — 目 次 —

### 水道工事関係書類作成要領

- 1. 適用範囲……………106
- 2. 提出書類……………106
- 3. 留意事項……………109

### 様 式

- 休日・夜間作業届（参考様式－3）……………111
- 工事日報（様式－6）……………112
- 断水工事計画書（様式－7）……………113

## 水道工事関係書類作成要領

### (適用範囲)

- この工事関係書類作成要領は、燕・弥彦総合事務組合水道局が発注する配水管ならびに附属施設の新設等の工事について適用する。

### (提出書類)

- 標準仕様書第142条に基づく工事関係書類の提出は以下の表のとおりとする。

提出	提出先	備考
工事着手届	水道局	財務規則第170条、約款第12条関係 (約款第1号様式)
工事工程表	水道局	財務規則第168条、約款第3条 標準仕様書第104条 (約款第2号様式)
施工計画書	水道局	標準仕様書第105条 (計画工程表添付)
工事材料承諾願	水道局	6. 水道工事監督技術基準 様式—3
下請負決定通知書	水道局	約款第9条 約款第4号様式 (必要に応じて)
施工体制台帳	水道局	標準仕様書第110条 (下請契約を締結した場合)
施工体系図	水道局	標準仕様書第110条 (下請契約を締結した場合)
特定建設作業実施書	燕市生活環境課 弥彦村建設企業課	(特定地域内の場合)
受注時工事カルテ受領書の写し	水道局	標準仕様書第106条 (工事請負代金額500万円以上の場合)
道路使用許可申請書	所轄 警察署	(燕市土木課経由) (弥彦村建設企業課経由)
関係官公庁及びその他の関係機関への届出等	水道局	標準仕様書第139条
現況調査資料	水道局	標準仕様書第201条
地上地下の構造物調査資料	水道局	標準仕様書第202条
工事測量結果	水道局	標準仕様書第141条
その他事前調査資料	水道局	

提出書類	提出先	備考
その他約款に定めるもの	水道局	約款 (必要に応じて約款に定める該当様式)
途中変更時工事カルテ受領書の写し	水道局	標準仕様書第106条 (受注時の登録内容に変更があった場合)
竣工時工事カルテ受領書の写し	水道局	標準仕様書第106条 (受注時に該当した場合は工事完了時)
工事完成届	水道局	財務規則第132条、約款第33条 (約款第21号様式)
工事着手前及び竣工写真	水道局	
工事竣工平面図	水道局	A1サイズ 縮尺1:500 電子データ Jww及びPDF形式 布設延長は、管種、口径別に旗あげ、管種、口径、延長等を記入する。
工事竣工断面図	水道局	A1サイズ 縮尺1:50~1:100 電子データ 起点、終点、20m毎に記入する。
工事竣工詳細図	水道局	A1サイズ 縮尺1:50~1:100 電子データ 制水弁、消火栓等の施設について、側溝等の構造物からの3点距離を記入する。 起点、終点、管末等も同様に側溝等の構造物からの3点距離を記入する。 T字管、片落管、フランジ等の使用箇所を明確に計測し、詳細引抜図に記入する。
工事打合せ簿	水道局	約款第11条 標準仕様書第107条 (監督技術基準様式-1)
工事日報	水道局	(様式-6)
土・休日・夜間作業届	水道局	標準仕様書第140条 (参考様式-3)
断水工事計画書	水道局	標準仕様書第805条 (様式-7)
履行状況報告書	水道局	約款第13条 標準仕様書第128条 (監督技術基準様式-2)
材料確認書	水道局	標準仕様書第120条 (監督技術基準様式-3)
段階確認書	水道局	約款15条 標準仕様書第121条 (監督技術基準様式-4)
工事実施工程表	水道局	標準仕様書第127条

提出書類	提出先	備考
工事写真	水道局	標準仕様書第127条
出来形管理図表	水道局	標準仕様書第127条
出荷証明書	水道局	標準仕様書第127条
品質管理表及び品質証明書	水道局	標準仕様書第127条
再生資源利用計画・実施書	水道局	建設副産物特記仕様書
再生資源利用促進計画・実施書	水道局	建設副産物特記仕様書
再生資源完了報告書	水道局	建設副産物特記仕様書
産業廃棄物管理表 (マニフェスト)の写し	水道局	建設副産物特記仕様書
建設廃棄物処理委託契約書の写し	水道局	建設副産物特記仕様書
事故報告書	水道局	標準仕様書第133条 (事故が発生した場合)
その他	水道局	監督員の指示によるもの

(留意事項)

3. 工事関係書類作成にあたり以下の表の各事項に留意するものとする。

項 目	留 意 内 容
1. 一 般	(1) 工事書類のサイズは原則としてA-4版とする。 (2) 書類収納ケースは原則としてA-4版の収納サイズとする。ただし、書類の量に応じて変更することができる。 (3) 書類収納ケースの正面に、施工年度、工事番号、工事名、施工業者名を記入するものとする。
2. 施工計画書	(1) 受注者は、設計図書で意図するところを十分理解のうえ現場の測量及び調査を実施し、初期の目的が達成されるよう標準仕様書第105条に基づき作成する。 (2) 記載にあたっては、工事目的物が設計図書に基づく品質、経常を確保し、工期内に規格に合った目的物を適正に完成させるための基本的となるものであり、受注者の責任において作成する。 (3) 安全対策については、実現性及び道路使用申請時の条件等を考慮し、十分検討して作成する。 (4) 施工管理（出来形・品質）の基準及び規格値については、工種種別ごとに「水道工事標準仕様書 土木工事編」（日本水道協会）「新潟県土木工事標準仕様書 土木工事施工管理基準」（新潟県土木部）の中から適合したものを抜粋し作成する。 (5) 現場工事の着工は、施工計画書提出後とする。
3. 工事材料承諾願	(1) 設計図書等での指定されていない工事材料について、承諾願を提出する。 (2) 工事材料承諾願には、材料会社のカタログ、承認図、品質規格の証明資料等を添付する。なお、書類等には提出先名、提出材料会社印、提出日付が必ず記入されていること。 (3) 材料カタログ等は本紙（複写でない）とし、使用する材料を朱書きで囲むなど見やすくなるように工夫して提出する。 (4) インデックスをつけるとともに一覧表を作成すること。なお、一覧表には、製品名、規格・寸法、数量、納入業者名、製造会社名等を必ず記入し提出する。
4. 工事打合せ簿	(1) 工事打合せ簿を2部作成し、監督員（正）と現場代理人（写）とで1部ずつ保管する。 (2) 書類の整理は、月日の早い順番に提出書類綴と一緒に綴じるものとする。
5. 工事日報	(1) 工事日報の様式は、様式-6による。 (2) 提出日は、監督員が提出を求める時とする。 (3) 同一工事路線で、班が別の場合は、各班毎に別用紙に記入する。 (4) 工事状況の欄には、報告事項等の他、土留矢板の使用枚数、交通整理員の人数等を記入する。 (5) 仮設配管の場合は、設置、撤去共、各1枚に記入する。 (6) 平面図は、縮尺にとらわれることなく、わかりやすいように側溝、田、畑、住宅地（世帯名を入れる）を記入する。 (7) 管路図は、平面図の布設方向と同一とし、管の受口、向き、継手の記号を正確に記入する。 (8) ダクティル鑄鉄管の場合の継手、異形管の記号は、ダクティル

	<p>鋳鉄管協会便覧により記入し、その他の管種については、部品名を記入する。</p> <p>(9) 切管を使用した箇所は、c m単位で正確に記入する。</p>
6. 実施工程表	<p>(1) 実施工程表を現場事務所の見やすい場所に掲示し、常に工事の進捗状況を把握しておく。</p> <p>(2) 工程の見直し等を行うごとに適宜作成する。</p> <p>(3) 着色するなど、見やすくなるように工夫する。</p>
7. 施工管理関係	<p>(1) 出来形の測定位置がわかるように略図等を記載する。</p> <p>(2) 表に着色するなど見やすくなるように工夫する。</p>

# 土・休日・夜間作業届

令和 年 月 日

監督員

課

様

現場代理人

☑

工事番号 : \_\_\_\_\_  
工事名 : \_\_\_\_\_

休日作業等を下記のとおり実施したいので届け出ます。

作業年月日	令和	年	月	日 ( )	:	~	:
作業実施理由							
作業内容							
安全管理体制							
交通誘導員 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無							
就労人員 人程度							
作業責任者							
緊急時連絡先 電話 — — 携帯 — —							





## 8. 参 考

燕・弥彦総合事務組合建設工事請負基準約款

(第 166 条、第 167 条関係)

燕・弥彦総合事務組合建設工事請負基準約款

(総則)

第 1 条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾、協議及び解除は、軽易なもの又は緊急を要するものを除き、発注者が指定する様式の書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第 2 条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の

工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表及び工事費内訳書)

第3条 受注者は、請負金額が50万円以上の工事については、契約締結の日の翌日から起算して7日以内に設計図書に基づき、工事に関する工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の工程表について、工事の内容に照らし必要があると認めるときは、受注者と協議して変更するものとする。
- 3 発注者は、工事の内容に照らし必要があると認めるときは、受注者に対して、契約締結の日の翌日から起算して7日以内に設計図書に基づき、工事に関する工事費内訳書の提出を求めることができる。
- 4 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 5 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。ただし、この条は、金銭的保証を必要とする場合に使用することとする。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負金額の100分の10以上としなければならない。

- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限る。）を付さなければならない。ただし、この条は、役務的保証を必要とする場合に使用することとする。

- 2 前項の場合において、保証金額は、請負金額の100分の30以上としなければならない。
- 3 請負金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負金額の100分の30に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は保証金額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第15条第2項の規定による検査に合格したもの及び第39条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第7条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（承諾を求める手続）

第8条 受注者は、第6条第1項ただし書、同条第2項ただし書又は前条ただし書の規定により、発注者の承諾を得ようとする場合は、契約による権利義務の譲渡若しくは承継又は工事の委任若しくは下請負に係る契約（当該契約の成立及び変更が甲の承諾を、約定による解除及び解約が甲に対する当該契約の両当事者の共同による届出を、それぞれの効力の停止条件とするものに限る。）を締結し、発注者が指定する申請書（当該契約の両当事者が署名又は記名押印の上、作成したものに限る。）に当該契約を証する書面

の写しを添付して発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者が死亡したときは、契約による権利義務を相続した者、受注者が破産により消滅したときは、その破産管財人又は受注者が法人である場合において他の法人と合併により消滅したときは、合併後の法人は、契約による権利義務の承継を証する書面を発注者に提出するものとする。

(下請負人の通知)

第9条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

- 2 発注者は、工事の施行につき著しく不相当と認められる下請負業者があるときは、受注者に対してその変更を請求することができる。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第9条の2 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- (1) 受注者と直接下請け契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
  - ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
  - イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を、受注者が発注者に提出した場合
- (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
  - ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
  - イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由が

あると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該  
確認書類を発注者に提出した場合

(特許権等の使用)

第10条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第11条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾、協議及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属

する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第12条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者又は監理技術者

(3) 専門技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負金額の変更、請負代金の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 受注者又は現場代理人は、その日の天候、就労人数及び工事の進行状況その他必要な事項を記載した工事日誌を作成し、監督員が請求したときは、これを提出しなければならない。

6 主任技術者又は監理技術者は、当該管理をつかさどる工事が建設業法第26条第3項に該当する場合においては、当該工事現場において専任でなければならない。

7 現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第13条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第14条 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術

者と兼任する現場代理人にあっては、これらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者又は監理技術者、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日の翌日から起算して10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日の翌日から起算して10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第15条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等以上の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書又は監督員が必要と認めて書面により行う指示において、監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果、不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第16条 受注者は、設計図書又は監督員が必要と認めて書面により行う指示において、監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書又は監督員が必要と認めて書面により行う指示において、監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において又は監督員が特に必要と認めて書面により行う指示において、見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求を受けた日から7日以内に応じないため、その後の工程に支障を来すおそれがあるときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第17条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと

異なり、又は使用に適當でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり、使用に適當でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により、支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第18条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければなら

ない。

- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第19条 受注者は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第15条第2項又は第16条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（条件変更等）

第20条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない

こと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
  - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
  - 3 発注者は、前項の規定による監督員の調査の報告を踏まえ、受注者の意見を聴き、発注者としての調査結果（これに基づき受注者がとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、当該監督員の調査が終了した日から14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
  - 4 発注者は、前項に規定する発注者としての調査結果により第1項各号のいずれかに該当することを確認した場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
  - 5 発注者は、前項の場合において、第1項第4号又は第5号に該当することにより設計図書を変更する必要がある、かつ、工事目的物の変更を伴わないときは、あらかじめ受注者と協議を行うものとする。ただし、当該協議が整うことを要しない。
  - 6 第4項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第21条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第22条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第23条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められたときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第24条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第25条 工期の変更については、発注者受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第23条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負金額の変更方法等）

第26条 請負金額の変更（次条の規定による変更を除く。）については、発注者受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の規定にかかわらず、第21条の規定による請負金額の変更については、別表に定めるところによるものとする。

3 第1項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負金額の変更事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

4 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更）

第27条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事金額（請負金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事金額の1,000分の15を超える額につき、請負金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事金額及び変動後残工事金額は、請求のあった日を基準とし、発注者の定める資料に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から30日

以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 前2項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第28条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工

事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第31条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第52条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第30条 工事の施工について、第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第52条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について、第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第31条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済の工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第52条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済の工事材料若しくは建設機械器具であつて第15条第2項、第16条第1項若しくは第2項又は第39条第3項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る

額に限る。次項において同じ。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負金額とし、残存価値がある場合においては、その評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害の合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負金額の変更に代える設計図書の変更)

第32条 発注者は、第10条、第17条、第19条から第24条まで、第27条から第29条まで、前条又は第35条の規定により請負金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負金額を増額すべき事由又は費用の負担すべ

き事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第33条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を書面又は口頭により受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認し、検査に合格したことを受注者に通知したときをもって、工事目的物の引渡しがあったものとみなす。

5 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補又は改造をして発注者の検査を受けなければならない。

6 前項の場合においては、修補又は改造の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第34条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第35条 甲は、第33条第4項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第36条 受注者は、請負金額が500万円以上の工事については、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、発注者に対し、その保証証書を寄託して、請負金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合において、前払金の算出及び支払並びに債務負担行為及び継続費で2年度以上にわたって支払われる工事（以下「継続工事」という。）に係るこの条の適用については別表の定めるところによる。

2 受注者は、前項の規定による前金払の支払を受けた後、当該工事が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、発注者に対し、その保証証書を寄託して、同項の規定により支払われる前払金に追加して、請負金額の10分の2以内の前払金の支払を請求することができる。この場合において、当該追加して支払われる前払金（以下「中間前払金」という。）の算出及び支払並びに継続工事に係るこの条の適用については別表の定めるところによる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 発注者は、前2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の前払金又は前項の中間前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、第2項の中間前払金の支払を請求しようとするとき（次項の規定により、増額後の請負金額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額を超える額の前払金の支払を請求しようとするときも含む。）は、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、遅滞なく認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

5 工事内容の変更その他の理由により請負金額が増額した場合において、当該増加額が

変更前の請負金額の10分の3を超えるときは、受注者は、その増額後の請負金額の10分の4（第2項の規定により中間前払金の支払を受けている場合において、変更後の工事が同項各号に掲げる用件に該当するときは、その増額後の請負金額の10分の4に当該増額後の請負金額の10分の2を加えた額）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

6 工事内容の変更その他の理由により請負金額が減額した場合において、受領済みの前払金が減額後の請負金額の10分の5（第2項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）を超えるときは、受注者は、当該請負金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、超過額を計算する場合において、超過額に10万円未満の端数があるとき又はその全額が10万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

8 発注者は、第6項に定める場合のほか、工事内容の変更その他の理由により中間前払金の支払の要件を満たさなくなると認めた場合は、受注者に対して通知するものとし、受注者は、当該通知を受けた日から30日以内に、受領した中間前払金を発注者に返還しなければならない。この場合において、返還額が相当の額に達し、返還することが中間前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、前項の規定を準用する。

9 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったとき、又は前項の期間内に中間前払金を返還しなかったときは、その未返還額につき、第6項又は前項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により決定された率（以下「法定率」という。）の割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第37条 受注者は、前条第3項（別表において準用する場合を含む。）の規定により受領済の前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、前条第4項（別表において準用する場合を含む。）の規定により請負金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、受注者は、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第38条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第39条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済の工事材料等（設計図書で部分払の対象として指定した工事材料等であって、第15条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したのものに限る。以下「部分払指定工事材料等」という。）に相応する請負金額相当額の10分の9以内の額について、次項から第5項までに定めるところにより部分払を請求することができる。この場合において、部分払をする回数、部分払をする最低金額及び部分払の算出方法並びに継続工事に係るこの条の適用については、別表の定めるところによる。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第2項の規定による確認（第3項の規定による検査に合格した場合に限る。）があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から起算して40日以内に部分払金を支払わなければならない。

（部分引渡し）

第40条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを

受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第33条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第34条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

（第三者による代理受領）

第41条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第34条（前条において準用する場合を含む。）又は第39条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第42条 受注者は、発注者が第36条、第39条又は第40条において準用される第34条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず、支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（かし担保）

第43条 発注者は、工事目的物にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第33条第4項（第40条において準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から、次の各号に掲げるかしの種類に応じ、当該各号に定める期間内（当該かしが、受注者の故意又は重大な過失によ

る場合は、10年以内)に行わなければならない。

(1) 石造、土造、金属造、コンクリート造及びこれらに類する構造の建物その他の工作物又は地盤のかし 2年

(2) 前号に掲げるもの以外のかし 1年

3 工事目的物のかしが前項第1号に該当する部分と同項第2号に該当する部分とで構成されたものであるときは、当該該当する部分ごとに同項の規定を適用する。

4 発注者は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

5 発注者は、工事目的物が第1項のかしにより滅失し、又はき損したときは、第2項に規定する期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第44条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、違約金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、その遅延日数1日につき、請負金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負金額を控除した額の1,000分の1の額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第34条第2項(第40条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、法定率による遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第45条 第5条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定した建設業者で甲が適当と認めたもの(以下この条において「代替履行业者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次に掲げる受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行业者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものは除く。）
  - (2) 工事完成債務
  - (3) かし担保債務（受注者が施工した出来形部分のかしに係るものを除く。）
  - (4) 解除権
  - (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第30条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）
- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生ずる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。  
（発注者の解除権）

第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第7条の規定に違反して第三者に一括委任し、又は一括下請負させたとき。
- (4) 第12条第1項第2号に掲げる者を置かなかったとき。
- (5) 契約の履行の確保又は確認をするために行う監督又は検査に際しその職務の執行、指示を拒み、妨げ又は忌避したとき。
- (6) 受注者が第48条第1項各号の理由によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (8) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当行為の防止等に関する法

- 律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（力に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負金額の100分の10に相当する金額以上の額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項第1号から第7号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。  
(契約が解除された場合等の違約金)
- 第46条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更正法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合(前条第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(発注者の任意解除権)

第47条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害の賠償額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

(受注者の解除権)

第48条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第21条の規定により設計図書を変更したため請負金額が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 第22条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6箇月を超えるときは、6箇月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3箇月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
  - (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第49条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該

- 検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとする。
- 2 前項の場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
  - 3 発注者は、第1項の規定による引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負金額として別表に定めるところにより算出した額（以下「請負金額相当額」という。）を受注者に支払わなければならない。この場合において、第36条の規定による前払金が支払われているときは、請負金額相当額から当該受領済の前払金の額（第39条の規定による部分払が行われているときは、その部分払において精算された前払金の額を控除した額。以下同じ。）を控除するものとする。
  - 4 前項の場合において、当該受領済の前払金の額が請負金額相当額を上回るときは、同項の規定にかかわらず、受注者は、当該受領済の前払金の額から当該請負金額相当額を差し引いた額（以下「余剰額」という。）を発注者に返還しなければならない。この場合において、契約の解除が第46条の規定によるときは、余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、法定率によって算出して得た額の利息を付して発注者に返還しなければならない。
  - 5 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は当該検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
  - 6 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
  - 7 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
  - 8 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せ

ず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者が行う処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 9 第5項前段及び第6項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第46条の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第5項後段、第6項後段及び第7項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(臨時検査)

第50条 発注者は、必要があると認めるときは、工事の施工の中途において、その職員に検査させることができる。

- 2 前項の規定による検査において、必要があるときは、当該職員は、施工部分を最小限度破壊することができる。この場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(監督又は検査の委託)

第51条 発注者は、必要があると認めるときは、発注者の職員以外の者に委託して監督又は検査をさせることができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、委託事項及び委託を受けた者の氏名を受注者に通知しなければならない。

(火災保険等)

第52条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第53条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が

整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、新潟県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者又は監理技術者、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第14条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第54条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（補則）

第55条 この約款に定めのない事項及びこの約款の条項の解釈に関し疑義を生じたときは、必要に応じ、発注者と受注者とが協議して定める。

別表（第26条、第36条、第37条、第39条、第49条関係）

項目	適用条文	算式等	摘要
請負金額を変更する場合	第26条第2項	1 第1回目の変更の場合 $(\text{変更工事価格} \times \text{元請負金額} \div \text{元設計額}) \times 1.05 = \text{変更後の請負金額}$ 2 第2回目（以降）の変更の場合 $2\text{回目（以降）変更工事価格} \times \text{元請負金額} \div \text{元設計額} \times 1.05 = 2\text{回目（以降）変更後の請負金額}$	次の算式中、括弧内の計算の結果、1,000円未満の端数を生じたときは、特別の事情がある場合を除き、これを切り捨てる。
前金払をする場合	第36条第1項	1 前払金は、10万円を単位とし、10万円未満の金額は切り捨てる。 2 継続工事の前払金は、当該年度支払額が500万円以上の場合にあっては、	継続工事について (1) 当該年度支払額が増額された場合には、第36条第5項中「請負金額」とあるの

		当該年度支払額の10分の4以内とする。	は「当年度支払額」と読み替えて、同項の規定を準用する。
	第36条第2項	1 中間前払金は、10万円を単位とし、10万円未満の金額は切り捨てる。 2 継続工事の中間前払金は、当該年度支払額が500万円以上の場合にあつては、当該年度支払額の10分の2以内とする。	(2) 当該年度支払額が減額された場合において発注者が必要と認めるときは、第36条第6項中「請負金額」とあるのは「当該年度支払額」と、同条第7項中「前項の超過額」とあるのは「別表において準用する前項の超過額」と、同条第9項中「第6項」とあるのは「別表において準用する第6項」と読み替えて、これらの規定を準用する。
部分払をする場合	第39条第1項	1 部分払をする回数 (1) 請負金額が300万円以上1,000万円未満の工事 2回以内 (2) 請負金額が1,000万円以上1億円未満の工事 3回以内 (3) 請負金額が1億円以上の工事 4回以内 (4) 設計変更により請負金額が10分の4以上増額された場合又は工期が3分の1以上延長された場合は、回数を増すことができる。 (5) 上記の回数は、前払金を支払った場合にあつては1回、中間前払金を支払った場合にあつては2回減ずるものとする。	1 左記1及び2は継続工事の場合においては、各年度ごとのものとし、「請負金額」とあるのは「当該年度支払額」と、「工事出来形」とあるのは「当該年度工事出来形」と読み替えるものとする。 当該年度工事出来形＝（金額×工事出来形－前年度以前支払額）／当該年度支払額 2 左記3(2)について (1) 発注者が必要と認める場合は、ア及びイの算

	<p>2 部分払をする最低金額</p> <p>(1) 第1回の部分払金は、工事出来形が10分の4の場合における請求可能額とする。</p> <p>(2) 第2回以降の部分払金は、請負金額の10分の1の金額とする。</p> <p>3 部分払金の算出方法</p> <p>部分払金＝請負金額×工事出来形×0.9－前払金控除額－既支払額（1万円未満の端数は、切り捨てる。）</p> <p>(1) 工事出来形 工事出来形＝出来形査定設計額／設計額（小数点以下2位未満は、切り捨てる。）</p> <p>(2) 前払金控除額 ア イ以外の場合 前払金控除額＝（前払金＋中間前払金）×工事出来形 イ 継続工事の場合 前払金控除額（1円未満の端数切り捨て）＝（当該年度前払金額＋当該年度中間前払金額）×（（請負金額×工事出来形－前年度以前支払額）／当該年度支払額）</p> <p>(3) 既支払額 継続工事の場合は、前年度以前に支払った前払金及び中間前払金を含む。</p>	<p>式にかかわらず、前払金及び中間前払金の合計額までの額とすることができる。</p> <p>(2) イの算式によって得た額が当該年度前払金及び中間前払金の合計額を超えた場合は、当該年度前払金の額及び中間前払金の合計額とする。</p> <p>3 その他特別の事情により左記により難しい場合は、別段の定めをすることができる。</p>
<p>契約を解除する場合</p>	<p>第49条第3項 (出来形査定設計額×請負金額) ÷設計額＝請負金額相当額</p>	

注

- 1 「変更工事価格」とは、変更後の設計額から取引に係る消費税及び地方消費税の額を控除した額をいう。
- 2 「元設計額」とは、当初の設計額をいい、「元請負金額」とは、当初の請負金額をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 9. 付 録

### 燕・弥彦総合事務組合建設工事請負基準約款 様式集

# 燕・弥彦総合事務組合建設工事請負基準約款様式集

## — 目 次 —

第1号様式	工事着手届(財第170条、約款第12条)
第2号様式	工事工程表(財第168条・約款第3条)
第3号様式	工事費内訳書(財第168条・約款第3条)
第4号様式	下請負通知書(約款第9条)
第5号様式	監督員指定・変更通知書(約款第11条)
第6号様式	現場代理人及び主任技術者等変更通知書(約款第12条)
第7号様式	経歴書(約款第12条)
第8号様式	技術者資格者証(写)(約款第12条)
第9号様式	条件変更確認請求書(約款第20条)
第10号様式	条件変更確認通知書(約款第20条)
第11号様式	工事施工・一部施工一時中止通知書(約款第22条)
第12号様式	工事一時中止解除通知書(約款第22条)
第13号様式	工期延長請求書(約款第23条)
第14号様式	工期短縮通知書(約款第24条)
第15号様式	工期変更協議書(約款第25条)
第16号様式	災害防止等の措置通知書(約款第28条)
第17号様式	天災その他の不可抗力による損害通知書(約款第31条)
第18号様式	天災その他の不可抗力による損害確認調書(約款第31条)
第19号様式	天災その他の不可抗力による損害確認通知書(約款第31条)
第20号様式	天災その他の不可抗力による損害負担請求書(約款第31条)
第21号様式	工事完成届(財第132条・約款第33条)
第22号様式	工事検査調書(財第133条)
第23号様式	工事検査合格通知書(約款第33条)
第24号様式	工事修補命令書(約款第33条)
第25号様式	工事修補命令完了届(約款第33条)
第26号様式	工事修補命令確認書(約款第33条)
第27号様式	工事修補指示書(約款第33条)
第28号様式	工事修補確認書(約款第33条)
第29号様式	工事修補指示完了届(約款第33条)
第30号様式	工事出来形部分確認請求書(約款第39条)
第31号様式	工事一部履行届(財第134条)
第32号様式	工事出来形調書(財第133条)
第33号様式	工事目的物部分使用承諾依頼書(約款第35条)
第34号様式	工事目的物部分使用承諾書(約款第35条)
第35号様式	監督・検査委託通知書(約款第51条)
第36号様式	保険契約通知書(約款第52条)

( ) 内関係条文中、財は燕・弥彦総合事務組合財務規則、約款は燕・弥彦総合事務組合建設工事請負基準約款を示す。